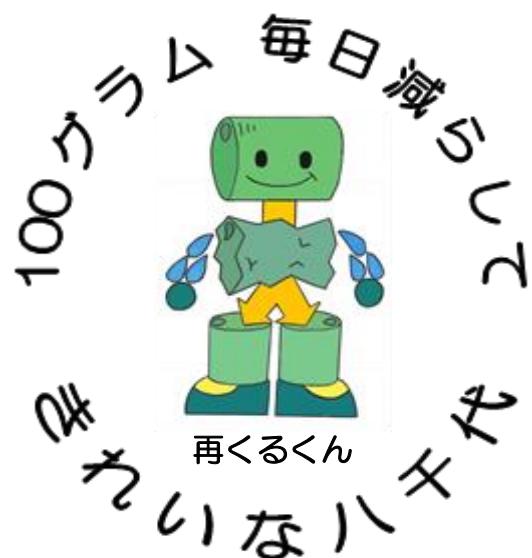


廃棄物行政の概要

平成25年度版

(平成24年度実績)



八千代市

【 目 次 】

第一章 総説	3
第一節 八千代市の概要	3
第二節 廃棄物行政の変遷	5
1 概 要	5
2 沿 革	6
第二章 推進体制	9
第一節 組織	9
1 機構及び事務分掌	9
2 人員配置	10
第二節 施設	11
1 焼却処理施設	11
2 粗大ごみ処理施設	11
3 最終処分場	12
第三節 所有車両	13
第四節 予算・決算	14
1 予算	14
2 決算	15
第五節 処理経費	17
1 ごみ処理経費	17
2 し尿処理経費	17
第三章 ごみ処理事業	18
第一節 収集・処理体制	18
1 家庭系ごみの収集・処理体制	18
2 事業系ごみの収集・処理体制	19
3 許可業者一覧	19
第二節 収集・処理実績	20
1 年度別収集量実績	20
2 年度別ごみの組成	23
3 年度別埋立量	24
4 動物の死体処理	24
第三節 ごみ減量・再資源化対策	25
1 資源化フロー図	25
2 資源物集団回収運動	26
3 生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度	26
4 廃棄物減量等推進員	27
5 再くるくん協力店	27
6 ゴミゼロ運動	28

7 リサイクルフェア.....	28
8 八千代フリーマーケット.....	28
9 ごみの減量化及びリサイクルに関する学習会.....	28
第四節 その他	29
1 家庭系ごみの有料化.....	29
2 不法投棄防止対策及び処理.....	29
3 クリーン基金.....	31
4 ダイオキシン類対策.....	31
第四章 し尿処理事業	32
第一節 し尿処理	32
1 し尿収集	32
2 凈化槽の汚泥処理.....	32
第五章 資料	33
1 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例.....	33
2 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則.....	45
3 八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例	56
4 八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例施行規則.....	72
5 八千代市ポイ捨て防止に関する条例.....	85
6 八千代市不法投棄防止条例.....	87
7 八千代市不法投棄防止条例施行規則.....	90
8 八千代市クリーン基金条例.....	92

第一章 総説

第一節 八千代市の概要

本市は千葉県の北西部に位置し、東京から 31 km, 千葉から 13 km という至近距離にあり、都心への通勤圏内であることから、日本初の大規模住宅団地・八千代台団地の造成を契機にベッドタウンとしての性格を有しながら発展してきました。一時は国内有数の人口急増都市に数えられました。また、印旛沼と新川周辺に広がる千葉丘陵の田園と山林を背景とする恵まれた自然環境を残しています。

江戸時代には江戸と成田を結ぶ成田街道沿いにある大和田、萱田町が繁栄しました。明治 22 年には大和田村（明治 24 年町制施行）、睦村、阿蘇村が誕生し、大正 15 年には京成大和田駅の完成によって、市街地が形成され、まちの核ができました。

昭和 29 年には、この 1 町 2 村が合併し八千代町が誕生しました。その後の人口急増を背景に昭和 42 年、人口 4 万 1,574 人で市制を施行し「緑と健康に満ちた人間性あふれる田園都市」の建設を目標に市政の第一歩を踏み出しました。

昭和 30 年代に入ると、八千代台団地の造成を契機として大規模な住宅開発が進められ、昭和 43 年には勝田台団地、45 年には米本団地、47 年には高津団地、そして 51 年に村上団地の住宅団地が相次いで造成され、本市の人口は急速に増加しました。一時は人口 10 万人以上の市としては、全国 1 位の人口増加率を示しました。

産業面においても、昭和 40 年代の高度経済成長を背景として、大和田新田に八千代工業団地が造成され、その後上高野と吉橋にも内陸工業団地が造成されました。本市は第 2 次産業都市としての性格を併せもった都市になりました。

平成 8 年になると、東京への通勤輸送対策として建設が進められてきた東葉高速鉄道が開通し、この新線の駅周辺地区をはじめ、市の北部でも開発が進み、平成 25 年 3 月末の人口は 192,951 人となっています。

このような中、八千代市は、将来都市像である「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」の実現に向けて各種の施策を推進しています。

八千代市のあゆみ

明治 5年	大和田郵便局ができる。	昭和 43年	上高野工業団地完成
明治 22年	大和田など7村が合併、大和田村となる。 桑納村など11村が合併、睦村となる。 米本村など7村が合併、阿蘇村となる。	昭和 45年	国勢調査で県内トップの人口 増加率 米本団地入居
大正 15年	京成大和田駅開業	昭和 46年	吉橋工業団地完成
昭和 29年	大和田町、睦村、阿蘇村が合併、八千代町となる。 (人口15,618人)	昭和 47年	高津団地入居
昭和 31年	京成八千代台駅開業	昭和 48年	人口10万人超
昭和 32年	日本初の住宅団地、八千代台 団地完成	昭和 50年	国勢調査で人口10万人以上の 市で全国一の人口増加率
昭和 37年	八千代工業団地完成	昭和 51年	村上団地入居
昭和 42年	市制施行 人口41,574人	昭和 60年	東葉高速鉄道着工
昭和 43年	京成勝田台駅開業 勝田台団地完成	平成 3年	人口15万人超
		平成 8年	東葉高速鉄道開通
		平成 9年	市制施行30周年
		平成 11年	第3次総合計画策定
		平成 19年	市制施行40周年
		平成 23年	第4次総合計画策定



面 積 51.27 km²

人 口 192,951人

世 帯 数 81,930世帯

(平成25年3月末現在、人口・世帯数は外国人登録含む)

第二節 廃棄物行政の変遷

1. 概 要

廃棄物処理事業は、市民の日常生活に密着した重要な公共サービスの一つとして、快適な生活環境の維持や公衆衛生の向上にとって欠くことのできないものであります。

従来のような廃棄物を焼却して埋めるというやり方は、処理施設用地の確保の困難さやダイオキシン類等の化学物質汚染などの問題を抱えるようになりました。このような事から、廃棄物の中からの再使用や再生利用等、資源の有効利用を進めるよう平成3年に再生資源利用促進法（改正され、資源有効利用促進法）が制定されるなど路線転換がなされました。その中で平成7年に容器包装リサイクル法、平成10年に家電リサイクル法、平成12年に循環型社会形成推進基本法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、平成14年に自動車リサイクル法が制定され、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担の中で互いに協力し、循環型社会を実現していくこととなりました。

この間、八千代市においては、平成9年に「ごみ処理基本計画」を策定し、これに基づき、平成10年度に市内全域の資源ごみの分別収集開始や平成12年7月には有料指定ごみ袋制度を導入しました。

さらに、ダイオキシン類対策として、新3号焼却炉を平成10～12年度3ヶ年継続事業で更新、さらに1・2号焼却炉においては、平成11～14年度の継続事業で改修工事を行ないました。

平成15年度に策定した「八千代市一般廃棄物処理基本計画」（計画年度 平成15～24年）に基づく施策として、平成17年度には粗大ごみの有料化を行いました。

また、平成21年12月には一般廃棄物最終処分場（第3次）の改修工事が竣工し、26年間使用可能の最終処分場に生まれ変わりました。

平成20年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」の規定に基づく「ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針」が改正されたことにより、平成23年に八千代市においても新たな「八千代市一般廃棄物処理基本計画」（計画年度 平成23～32年）を策定し、更なるごみの減量化と循環型社会の形成を推進していくこととなりました。

平成23年8月には、市民からの要望が多かった、八千代市指定10リットル可燃ごみ専用袋の販売を開始いたしました。また平成24年8月には、廃食油の拠点回収を開始しました。

このような市民の日常生活に密着した様々な施策を行っていくには、市民一人ひとりが自覚と責任を持ってごみの減量化・資源化に取り組む必要があることから、平成25年1月にはごみ減量に関する標語「100グラム 毎日減らして きれいな八千代」を選定し、今後の取り組みに活用していくこととしました。

2. 沿革

- 昭和 32 年 7 月
- 34 年 12 月
- 36 年
- 40 年
- 42 年 1 月
- 42 年 6 月
- 43 年
- 44 年 1 月
- 45 年
- 46 年
- 47 年 4 月
- 48 年 1 月
- 6 月
- 50 年 4 月
- 51 年 3 月
- 52 年 6 月
- 54 年 3 月
- 56 年 3 月
- 57 年 4 月
- 10 月
- 58 年 11 月
- 59 年 2 月
- 12 月
- 60 年 6 月
- 62 年 6 月
- 63 年 8 月
- 平成元年 2 月
- 3 月
- 3 年 10 月
- 11 月
- 4 年 4 月
- ・八千代町の直営事業で収集開始（収集車両 2t 車 1 台）
 - ・焼却施設操業開始（処理能力 7.5t/日）（世帯数 4,263 戸、人口 20,979 人）
 - ・「八千代町清掃条例」制定
 - ・吉橋し尿処理場操業開始（処理能力 36kℓ/日）
 - ・市制施行
 - ・収集方式変更、コンクリート製ごみ箱からポリバケツ（週 1 回収集）
 - ・衛生公社にし尿収集業務を委託
 - ・ダストボックス導入
 - ・「八千代市清掃条例」制定
 - ・清掃工場 1 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
 - ・清掃事務所設置
 - ・収集方式変更（一部週 2 回、危険物、粗大ごみ月 1 回収集）
 - ・可燃物、不燃物の分別収集開始
 - ・犬猫専用焼却炉完成
 - ・清掃業務一部民間委託
 - ・「八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
 - ・危険物月 2 回収集
 - ・清掃工場 2 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
 - ・埋立処分場使用開始（上高野 976 番地）
 - ・収集方式変更、ポリバケツから袋へ（可燃物 2 回/週、不燃物 1 回/週）
 - ・衛生センター竣工
 - ・ごみ減量運動（資源回収）開始
 - ・第 2 次第 I 期埋立処分場竣工（上高野 946 番地）
 - ・清掃工場 3 号焼却炉竣工（処理能力 100t/日）
 - ・第 2 次第 II 期埋立処分場竣工（上高野 950 番地）
 - ・専用ポリ袋使用開始及びダストボックスの撤収開始
 - ・粗大ごみ処理施設竣工（処理能力 50t/5h）
 - ・清掃センターへ名称変更
 - ・不燃物週 2 回収集
 - ・有害ごみ分別収集開始
 - ・市内全域、袋収集開始
 - ・生ごみみたい肥化容器購入者に補助金交付制度開始
 - ・可燃物週 3 回、不燃物週 1 回収集に変更（新焼却炉稼動開始による）
 - ・第 2 次第 III 期埋立処分場竣工（上高野 966 番地）
 - ・1・2 号連続燃焼式流動床炉竣工
 - ・公共施設で紙パック拠点回収開始
 - ・クリーン推進課新設
 - ・資源回収業者協力金交付

- 5年 2月
 - ・不法投棄監視員を委嘱
 - ・ふれあいプラザの温水プールへ給湯開始
- 7月
- 10月
 - ・資源回収モデル地区実施(高津東洋会自治会)
 - ・資源回収モデル地区実施(村上黒沢台自治会)
- 12月
 - ・空きびん保管施設竣工
- 6年 3月
 - ・一般廃棄物最終処分場（第3次）竣工（上高野1010番地外）
 - ・「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行
- 4月
 - ・八千代市廃棄物減量等推進審議会設置
- 7月
 - ・廃棄物減量等推進員委嘱（45名）
- 8月
 - ・生ごみみたい肥化容器購入者への補助金交付再開
- 9月
 - ・資源回収モデル地区実施(米本団地南自治会)
- 10月
 - ・第1回八千代フリーマーケット開催
- 7年 2月
 - ・空き缶選別処理施設竣工
- 10月
 - ・資源回収モデル地区実施(勝田台・勝田地区)
- 8年 3月
 - ・衛生センター基幹整備(処理能力 40 kℓ/日に変更)
- 10月
 - ・資源回収モデル地区実施(八千代台地区)
- 9年 8月
 - ・ペットボトル拠点回収開始
- 10月
 - ・第2次埋立処分終了
- 10年 1月
 - ・市内全域資源ごみの分別収集開始（5分別収集開始）
 - ・不燃、有害ごみ月1回収集に変更
- 4月
 - ・「八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」施行
- 5月
 - ・新川を市主催会場としたゴミゼロ運動開始
- 7月
 - ・「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」施行
- 11月
 - ・「八千代市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」施行
- 11年 9月
 - ・「再くるくん協力店」制度開始
- 12年 7月
 - ・有料指定ごみ袋制度開始
 - ・ペットボトル及び紙パック定期収集開始（1回/週）
 - ・食品トレイ拠点回収開始
- 13年 3月
 - ・新3号焼却炉竣工（処理能力 100t/日）
- 9月
 - ・千葉県より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生に関する条例」に基づく立入検査権の市への権限付与
- 14年 1月
 - ・不法投棄監視カメラ設置
 - ・不法投棄連絡員委嘱（5名）
- 4月
 - ・「八千代市クリーン基金条例」施行
- 5月
 - ・不法投棄専用パトロール車導入
- 7月
 - ・不法投棄連絡員委嘱（7名）
- 9月
 - ・ごみ及び生活排水処理に関する市民意識調査実施
- 10月
 - ・「八千代市不法投棄防止条例」施行

- ・やちよごみマップ作成
 - ・ごみに関する事業所アンケート調査実施
 - ・1・2号焼却炉改修工事終了
 - ・清掃センター内にて不燃ごみの再分別開始
- 11月
- ・「くらしとごみのシンポジウム」開催
- 15年 5月
- ・不法投棄受付専用電話（FAX）設置
- 6月
- ・事業者向け「ごみ減量と適正処理」パンフレット作成
- 7月
- ・一般廃棄物処理基本計画策定
 - ・廃棄物処理施設整備と運営方法の企画検討書策定
- 10月
- ・不法投棄対策班新設
- 12月
- ・八千代市不法投棄対策連絡会議設置
- 16年 2月
- ・廃棄物手数料の見直し等に係るパブリックコメント実施
- 3月
- ・リサイクルプラザのPFI的手法導入可能性調査報告書策定
- 12月
- ・指定ごみ袋手数料改定
- 17年 4月
- ・事業ごみ搬入手数料改定
- 7月
- ・粗大ごみ処理有料化
- 18年 2月
- ・循環型社会形成推進地域計画作成
- 3月
- ・旧3号焼却炉解体終了
- 4月
- ・ペットボトル減容化施設竣工
 - ・ハッピーマンデーの可燃ごみ収集開始
- 19年 3月
- ・衛生センター改修工事（脱臭設備更新）竣工
- 20年 3月
- ・衛生センター改修工事（沈砂除去装置・メタノール注入設備設置工事）竣工
- 12月
- ・衛生センター焼却炉等改修工事竣工
- 21年 6月
- ・資源物の持ち去り防止のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正（罰則は10月から施行）
- 12月
- ・一般廃棄物最終処分場（第3次）改修工事竣工
- 23年 1月
- ・第二期八千代市循環型社会形成推進地域計画作成
- 3月
- ・八千代市清掃センター長寿化計画報告書作成
- 7月
- ・一般廃棄物処理基本計画策定
- 8月
- ・災害廃棄物処理計画策定
- 24年 8月
- ・廃食油清掃センター引き取り開始
- 25年 1月
- ・八千代市指定10リットル可燃ごみ専用袋販売開始
 - ・公民館における廃食油拠点回収開始
 - ・ごみ減量に関する標語決定
- 「100グラム 毎日減らして きれいな八千代」

第二章 推進体制

第一節 組織

1. 機構及び事務分掌

(平成24年4月1日現在)

安全環境部

理事（1名） 部長（1名） 次長（1名）

クリーン推進課

課長（1名）

クリーン班（4名）

リサイクル班（6名）

不法投棄対策班（4名）

- ①一般廃棄物処理事業の基本計画に関すること。
- ②一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- ③一般廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔保持に関すること。
- ④一般廃棄物処理業者等の許可、委託及び指導監督に関すること。
- ⑤一般廃棄物の調査、統計及び分析に関すること。
- ⑥ごみ減量及びリサイクルに関すること。
- ⑦廃棄物等の記録の作成及び報告に関すること。
- ⑧不法投棄防止の啓発に関すること。
- ⑨産業廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。
- ⑩土砂等の埋立て等の許可に関すること。
- ⑪施設用地の確保に関すること。
- ⑫処理施設の建設に関すること。
- ⑬クリーン基金の管理に関すること。
- ⑭清掃センターに関すること。
- ⑮衛生センターに関すること。
- ⑯し尿処理事業の手数料及び申請等に関すること。
- ⑰庶務に関すること。

清掃センター

所長（1名）

業務管理班（24名）

焼却施設班（8名）

最終処分班（10名）

- ①一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- ②埋立処分地の維持管理に関すること。
- ③塵芥処理手数料の徴収に関すること。
- ④運搬自動車等の維持管理に関すること。
- ⑤委託及び許可業者の業務指導に関すること。
- ⑥不法投棄物の処理に関すること。
- ⑦処理施設の稼動業務に関すること。
- ⑧処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。
- ⑨他施設への給湯に関すること。
- ⑩集積場所の承認及び美化に関すること。
- ⑪記録の作成及び報告に関すること。
- ⑫庶務に関すること。

衛生センター

（2名）

- ①処理施設の維持管理に関すること。
- ②記録の作成及び報告に関すること。
- ③庶務に関すること。

2. 人員配置

(単位：人)

区分		クリーン推進課	清掃センター	衛生センター
理事	1			
部長	1			
次長	1			
課長		1		
所長			1	
副主幹		2	2	
技能副主幹				
労務副主幹				
主査		3	4	
技能主査			7	
労務主査			2	
主査補		1	1	
主任主事		3		1
主任技師			2	1
主任技能士			12	
主任労務士			8	
主事		5	1	
技師			3	
技能士				
労務士				
計	3	15	43	2

(平成24年4月1日現在)

第二節 施設

1. 焼却処理施設

区分	3号炉	1・2号炉
竣工	平成13年3月	平成14年10月(改修)
炉形式	全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉
焼却能力	100t/24h	60t/24h×2基
貯留ピット	2,000m ³	1,500m ³
通風	押込送風機・誘引送風機	押込送風機・誘引送風機
排ガス処理設備	集塵装置 有害ガス除去装置 その他設備	ろ過式集塵器 乾式有害ガス除去装置 活性炭吹込装置 高温無触媒還元装置 活性炭吸着塔
助燃剤	A重油	A重油
給塵方式	ピット&クレーン	ピット&クレーン
煙突	高さ59m	高さ55m
余熱利用	場内給湯・温水プールへの熱供給	
灰処理方式	加熱脱塩素化処理, セメント固化, 薬剤処理	加熱脱塩素化処理, セメント固化, 薬剤処理

2. 粗大ごみ処理施設

竣工	昭和57年10月
能力	50 t / 5 h
破碎機型式	S H - 4 / 150型シュレッダ
破碎方法	横型回転式衝撃破碎
投入口有効寸法	1,000mm高×1,500mm巾
破碎寸法	150mm以下
選別方法	磁性物：電磁式吊下型磁選機 非磁性物：風力選別機, 回転ふるい

3. 最終処分場

八千代市の埋立て対象物は、破碎後の不燃物及び焼却施設から排出される焼却残渣などです。

八千代市では、自区内処理を前提として昭和48年6月から第1次、第2次と処分場の整備を行い、それぞれ埋立てを終了し、平成6年3月に第3次分として新処分場の整備を完了しました。

第3次処分場は平成7年11月から埋立を開始しましたが、平成10年1月頃より機能に不具合が確認されたことから、埋立を中止し、平成15年度から平成17年度は、遮水壁の設置、平成18年度から平成21年度には、埋立てた廃棄物を掘り起こしての分別処理、地盤沈下防止対策、二重の遮水シート及び漏水検知システムの設置等の整備を行い、平成22年4月より埋立を再開しました。

埋立再開から3年間が経過し、埋立する焼却灰の放射性物質対策を含め、適正な施設管理に努めております。

施設名称	八千代市一般廃棄物最終処分場
面 積	12,300m ²
容 積	141,000m ³
処理方式	セル方式

浸出水処理設備

竣 工	平成6年3月					
処理能力	80m ³ /日					
処理方法	カルシウム除去→回転円板生物処理→凝集沈殿→砂ろ過処理→活性炭吸着処理→滅菌処理→放流					
脱水機	遠心脱水機					
計画水質	項目	浸出水	処理水	項目	浸出水	処理水
	pH	5.6～8.5	5.8～8.5	SS	150mg/ℓ	10mg/ℓ以下
	BOD	300mg/ℓ	10mg/ℓ以下	T-N	150mg/ℓ	10mg/ℓ以下
	COD	300mg/ℓ	20mg/ℓ以下	Ca ²⁺	2000mg/ℓ	100mg/ℓ以下

第三節 所有車両

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分	型 式	積載量	台 数	保管場所
ごみ収集 運搬用	クレーン付ダンプ	2t	1	清掃センター
	プレスローダ	2t	4	
	ダンプ車	2t	1	
	ダンプ車(リース車両)	2t	2	
	軽トラック	0.35t	2	
	平ボディ車(リース車両)	2t	4	
小 計			14	
ごみ埋立用	クレーン付トラック	2.3t	1	清掃センター
	ショベルローダ	-	1	
	軽トラック	0.35t	1	
	コンテナ専用車(リース車両)	6.4t (コンテナ込み)	1	
	バックホー(リース車両)	-	1	
	不整地運搬車	-	1	
小 計			6	
ごみ処理用	バックホー(リース車両)	-	1	清掃センター
	灰運搬車(リース車両)	2.78t	2	
	ダンプ車(リース車両)	3.85t	1	
	コンテナ専用車	4t (コンテナ込み)	3	
	ショベルローダ	-	1	
	小 計		8	
中間処理用	自走式シュレッダー	-	1	清掃センター
	フォークリフト	3t	1	
	バックホー	-	2	
	小 計		4	
資源物中間 処理用	ショベルローダ(リース車両)	1.5t	1	清掃センター
	フォークリフト(リース車両)	1.5t	2	
	フォークリフト	1.6t	1	
	小 計		4	
その他	事務連絡車	-	1	清掃センター
	パトロール車	-	1	クリーン推進課
	し尿運搬車	1.8t	1	清掃センター
	小 計		3	
合 計		-	39	

第四節 予算・決算

1. 予算

(1) 一般会計当初予算（歳出）

(単位：千円)

項 目	区 分	平成23年度		平成24年度		対前年度比較
		予算額	予算額	増減額	増減率 (%)	
清掃費	総務清掃費	職員人件費	447,271	426,806	△ 20,465	△ 4.6
		小 計	447,271	426,806	△ 20,465	△ 4.6
	塵芥処理費	廃棄物処理企画調整事業	5,788	433	△ 5,355	△ 92.5
		リサイクル推進事業	266,126	263,178	△ 2,948	△ 1.1
		不法投棄等対策事業	4,104	5,660	1,556	37.9
		塵芥収集事業	475,287	487,996	12,709	2.7
		清掃センター業務管理事業	43,921	40,232	△ 3,689	△ 8.4
		ごみ処理施設管理事業	335,754	274,185	△ 61,569	△ 18.3
		焼却炉施設管理事業	1,041,634	1,050,239	8,605	0.8
		小 計	2,172,614	2,121,923	△ 50,691	△ 2.3
	処理尿費	し尿処理事業	29,752	22,208	△ 7,544	△ 25.4
		衛生センター施設管理事業	109,772	95,791	△ 13,981	△ 12.7
		小 計	139,524	117,999	△ 21,525	△ 15.4
計 (A)		2,759,409	2,666,728	△ 92,681	△ 3.4	
労働諸費	緊急雇用対策費	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業	13,189	-	△ 13,189	△ 100.0
基金費	クリーン基金費	クリーン基金積立金	1	1	0	0.0
一般会計当初予算 (B)		53,083,000	55,615,000	2,532,000	4.8	
一般会計に占める清掃費の割合 (A/B)		5.2%	4.8%	△ 0.4%	△ 7.7	

※緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、千葉県緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用し、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供を図るため、平成22・23年度の2年間において実施。

2. 決算

(1) 歳入（清掃関連のみ）

①使用料及び手数料

(単位:円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
行政財産使用料	104,496	918,396	889,320	868,536	851,040
一般廃棄物処理業許可申請手数料	140,000	600,000	140,000	580,000	100,000
指定事業許可申請手数料	260,000	290,000	150,000	160,000	160,000
し尿処理手数料	12,463,010	14,144,510	12,131,390	9,925,880	10,021,900
し尿浄化槽汚泥搬入手数料	8,336,020	8,930,500	9,512,440	9,800,240	9,963,160
浄化槽清掃業許可申請手数料	40,000	160,000	40,000	160,000	40,000
粗大ごみ処理手数料	27,782,100	28,426,350	29,390,400	32,270,550	32,257,500
一般廃棄物処理等手数料(指定ごみ袋分)	197,823,120	198,144,240	203,991,240	199,281,760	206,747,980
一般廃棄物処理等手数料(許可業者分)	277,923,580	251,882,450	225,383,510	233,093,540	229,511,640
一般廃棄物処理等手数料(一般分)	35,237,600	31,364,250	29,672,150	28,577,150	27,785,380
動物死体処理手数料	255,400	248,230	212,740	213,790	227,930

②国庫支出金

(単位:円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	-	-	-	411,600	226,800
循環型社会形成推進交付金	19,690,000	94,762,000	840,000	-	945,000
地域活性化・公共投資臨時交付金	-	161,838,000	-	-	-

③県支出金

(単位:円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市町村併任職員等立入検査業務交付金	84,700	64,800	43,890	26,640	26,100
千葉県産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金	395,300	328,000	462,500	438,000	666,000

④財産収入

(単位:円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
土地建物貸付収入	-	-	279,928	666,637	597,931
クリーン基金利子	94,400	197	108	54	53
物品売払収入	125,738,628	66,752,359	105,156,497	120,768,904	95,018,329

⑤クリーン基金繰入金

(単位:円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
クリーン基金繰入金	20,000,000	-	-	-	-

⑥諸収入

(単位:円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
弁償金	-	-	-	519,000,000	-
施設利用光熱水費等負担分	122,480	63,511	92,491	68,231	186,736
古紙等壳払代	51,584,901	21,889,643	26,836,216	32,066,578	30,694,324
自動車・施設等賠償保険金	66,896	-	127,888	37,275	-
使用料及び賃貸借料返還金	-	-	25,200	-	-
保険解約等返戻金	142,510	2,018	-	-	35,573
示談による損害賠償金	298,589	-	-	-	-
日本容器包装リサイクル協会拠出金	-	-	-	-	52,042
原子力発電所事故損害賠償金	-	-	-	-	8,245,860

⑦市債

(単位:円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
最終処分場施設整備事業債	947,500,000	266,500,000	-	-	-

(2) 歳出（清掃関連のみ）

(単位：円)

区分		事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
項目	目						
総務管理費	諸費	清掃費補助金返還金	-	-	-	132,875,378	-
		粗大ごみ処理手数料過誤納還付金	-	-	750	-	-
		し尿処理手数料過誤納還付金	-	2,200	-	-	-
		路上喫煙対策事業	-	787,955	-	-	-
清掃費	総務清掃費	職員人件費	488,924,814	481,928,506	448,438,245	425,921,405	420,603,353
		小計	488,924,814	481,928,506	448,438,245	425,921,405	420,603,353
	塵芥処理費	廃棄物処理企画調整事業	49,703,516	51,979,447	98,413,472	354,429,602	406,406
		リサイクル推進事業	262,705,073	259,806,617	261,601,026	262,052,930	256,607,181
		不法投棄等対策事業	4,400,130	3,242,291	3,140,299	3,454,843	5,881,083
		塵芥収集事業	467,281,833	460,306,144	460,823,045	458,070,976	471,044,221
		清掃センター業務管理事業	45,296,487	42,295,891	41,471,804	42,869,081	36,735,300
		ごみ処理施設管理事業	1,582,981,049	1,023,318,320	283,209,862	309,434,896	177,665,476
		焼却炉施設管理事業	906,308,692	1,016,835,203	1,031,515,231	962,583,716	1,040,131,669
	処理尿費	小計	3,318,676,780	2,857,783,913	2,180,174,739	2,392,896,044	1,988,471,336
		し尿処理事業	39,031,198	24,583,171	25,996,756	28,547,829	21,582,277
		衛生センター施設管理事業	112,935,778	105,084,317	106,386,900	106,160,800	90,507,025
		小計	151,966,976	129,667,488	132,383,656	134,708,629	112,089,302
		計(A)	3,959,568,570	3,469,379,907	2,760,996,640	2,953,526,078	2,521,163,991
労働諸費用	緊急雇用創出事業 臨時特例基金事業	-	-	10,657,500	10,500,000	-	-
基金費	クリーン基金積立金	94,400	197	108	54	53	
一般会計決算額(B)		47,184,882,988	51,352,589,832	50,293,551,601	53,794,153,971	55,965,866,944	
一般会計決算額に占める清掃費の割合 (A/B)		8.4%	6.8%	5.5%	5.5%	4.5%	

※緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、千葉県緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用し、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供を図るため、平成22・23年度の2年間において実施。

第五節 処理経費

1. ごみ処理経費

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人口(人)	191,469	192,570	193,274	192,884	192,951
総収集量(t)	59,318.89	57,692.89	55,660.77	56,212.49	55,272.86
処理費及び維持管理費(千円)	2,298,569	2,257,253	2,225,640	2,218,122	2,162,688
人件費(千円)	470,022	469,031	438,815	419,336	403,491
処理費(千円)	490,731	416,303	416,736	440,993	440,511
委託費(千円)	1,337,816	1,371,919	1,370,089	1,357,793	1,318,686
1人あたり(円)	12,005	11,722	11,515	11,500	11,208
1トンあたり(円)	38,749	39,125	39,986	39,460	39,127

※「処理費及び維持管理費」については、一般廃棄物処理実態調査より記載。

2. し尿処理経費

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
し尿処理量(kℓ)	9,944	10,253	10,430	10,395	10,390
処理費及び維持管理費(千円)	156,075	140,396	145,810	146,846	128,392
人件費(千円)	18,903	12,887	13,890	14,053	17,112
処理費(千円)	0	0	0	0	26,297
委託費(千円)	137,172	127,509	131,920	132,793	84,983

※「処理費及び維持管理費」については、一般廃棄物処理実態調査より記載。

第三章 ごみ処理事業

第一節 収集・処理体制

1. 家庭系ごみの収集・処理体制

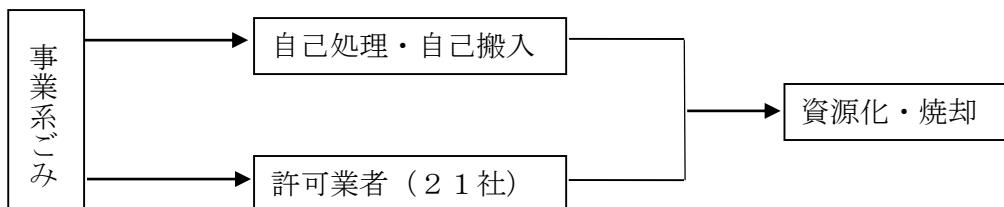
	可燃ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	資源物	粗大ごみ
ごみの種類	台所のごみ 資源物に出せない 紙・布類 プラスチック類 革製品 草木類	小型電化製品 小型家庭雑貨 ガラス・陶磁器類など	乾電池 蛍光管 水銀体温計 鏡など	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック） 布類 びん類 缶・金属類 ペットボトル	大型家具類、布団類、自転車、ソファーなど 指定袋（20ℓ用）の口が縛れない大きさのもの、または、はみ出しちゃう大きさのもの
収集容器	指定袋 ※少量の植木の枝（太さ7cm以下で、長さ50cm以下）は、ひもで束ねて出す。	指定袋	指定袋 ※乾電池は透明な袋で出す。	紙類及び布類はひもで十字に縛って出す びん類、缶・金属類はコンテナに、ペットボトルは網袋に入る	—
収集回数	週3回	月1回	月1回	各週1回	リクエスト収集
収集方法	ステーション方式				戸別収集
収集の対象	一般家庭				
収集形態	委託（八千代清掃事業協同組合）	直営		委託（八千代清掃事業協同組合、八千代資源回収事業協同組合）	委託（八千代清掃事業協同組合）
処理方法	焼却・埋立	資源化・埋立	資源化・埋立	資源化（容器包装リサイクル法又は売払い）	資源化・焼却
処理施設	八千代市清掃センター				

※剪定や引越し、大掃除等で出る大量のごみは一般の集積場所への排出不可。

(清掃センターへ自己搬入若しくは許可業者へ処理依頼。)

※家庭ごみは清掃センターへの持ち込みも可能。

2. 事業系ごみの収集・処理体制



3. 許可業者一覧

<収集運搬業>

(平成24年4月1日現在)

No.	許可申請者	〒	所在地	TEL
1	(有)八千代塵芥社	276-0016	八千代市神野742	047-488-5438
2	(有)岡清掃	276-0047	八千代市吉橋2678-1	047-459-8388
3	(株)十河サービス	174-0072	東京都板橋区南常磐台1-18-7	03-5995-3701
4	山本産業(株)	277-0053	柏市酒井根2-6-11	04-7132-1878
5	太誠産業(株)	171-0022	東京都豊島区南池袋3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
6	(株)丸幸	273-0105	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷8-1-33	047-443-0903
7	(株)京葉総業	274-0817	船橋市高根町2712-1	047-407-7500
8	(株)ハセガワ	275-0011	習志野市大久保1-6-2	047-473-1638
9	(有)タウンクリーン	285-0844	佐倉市上志津原162	043-309-8201
10	みどり産業(株)	290-0056	市原市五井3929-2	0436-22-2020
11	船橋興産(株)	273-0014	船橋市高瀬町31-2	047-433-5581
12	(株)ヤマウチ	274-0812	船橋市三咲3-6-13	047-448-5486
13	花園産業(有)	262-0018	千葉市花見川区畠町539-27	043-272-5253
14	(株)サン・クリーンサービス	263-0002	千葉市稲毛区山王町289-1	043-423-3629
15	(株)北辰産業	284-0005	四街道市四街道1544-2	043-489-7969
16	(株)ダスティ	264-0032	千葉市若葉区みつわ台5-1-98	043-257-7877
17	(有)橋本	275-0001	習志野市東習志野6-16-26	047-476-0123
18	(株)京葉エナジー	262-0011	千葉市花見川区三角町178-9 三角コ-ボ 102号室	043-250-8811
19	アルエ-環境(株) (限定)	330-0856	さいたま市大宮区三橋2-632	048-649-7281
20	(株)市川環境エンジニアリング	272-0014	市川市田尻2-11-25	047-376-1711
21	協和クリーン(株)	260-0822	千葉市中央区蘇我町2-935-4	043-266-1892

(婦人汚物)

22	(有)市川胞衣社	272-0812	市川市若宮3-30-13	047-337-3737
23	習志野胞衣社	275-0012	習志野市本大久保1-3-5	047-472-8561

<処分業>

(樹木など)

24	中央木材産業(株)	276-0015	八千代市米本1129-3	047-488-3857
----	-----------	----------	--------------	--------------

(紙オムツ)

25	(株)サムズ	270-2014	松戸市松飛台286-5	047-387-0142
----	--------	----------	-------------	--------------

(ペットボトル)

26	(株)サン・クリーンサービス	263-0002	千葉市稲毛区山王町289-1	043-423-3629
----	----------------	----------	----------------	--------------

第二節 収集・処理実績

1. 年度別収集量実績

①年度別収集量の推移 (単位: t)

区分	年 度	20	21	22	23	24
	人口(人)	191,469	192,570	193,274	192,884	192,951
家庭系ごみ	可燃	35,081.59	34,998.78	34,339.77	34,398.51	34,148.84
	不燃	906.41	920.19	1,036.69	1,026.67	915.38
	有害	75.31	73.42	77.86	72.94	70.17
	粗大	886.54	915.84	926.78	997.45	992.62
	資源物	8,039.93	7,737.40	7,571.74	7,683.26	7,330.40
	小計(A)	44,989.78	44,645.63	43,952.84	44,178.83	43,457.41
事業系ごみ	可燃	13,795.42	12,507.80	11,278.11	11,592.19	11,355.42
	不燃	1.05	2.37	1.55	25.96	2.41
	有害	1.03	0.89	0.95	1.12	0.84
	粗大	495.61	479.74	393.95	377.15	416.36
	不法投棄	36.00	56.46	33.37	37.24	40.42
	小計(B)	14,329.11	13,047.26	11,707.93	12,033.66	11,815.45
資源化量	資源物	8,039.93	7,737.40	7,571.74	7,683.26	7,330.40
	不燃・粗大ごみ等 中間処理後資源物	2,746.84	3,958.18	3,605.57	2,594.49	2,240.52
	集団回収(C)	2,839.97	2,593.62	2,530.79	2,417.27	2,425.59
	小計(D)	13,626.74	14,289.20	13,708.10	12,695.02	11,996.51
総収集量(E) (A)+(B)		59,318.89	57,692.89	55,660.77	56,212.49	55,272.86
総排出量(F) (C)+(E)		62,158.86	60,286.51	58,191.56	58,629.76	57,698.45
資源化率(%) {(D)-(C)}/{(E)}		18.18	20.27	20.08	18.28	17.32
再資源化率(%) (D)/(F)		21.92	23.70	23.56	21.65	20.79
※下段:千葉県平均		24.20	24.60	24.80	24.00	-
市民1人1日 あたり (g/人・日)	総収集量(G)	848.79	820.81	789.01	796.26	784.82
	※下段:目標値	(880.00)	(865.00)	(828.92)	(811.96)	(807.86)
	総排出量	889.43	857.71	824.89	830.50	819.26
	資源物(H)	115.04	110.08	107.33	108.83	104.08
資源物を除く (G)-(H)		733.75	710.73	681.68	687.43	680.74

※()内の数値は、八千代市一般廃棄物処理基本計画での目標値を記載。

平成20・21年度については、平成15年7月策定の基本計画の目標値、

平成22~24年度については、平成23年3月策定の基本計画の目標値を記載。

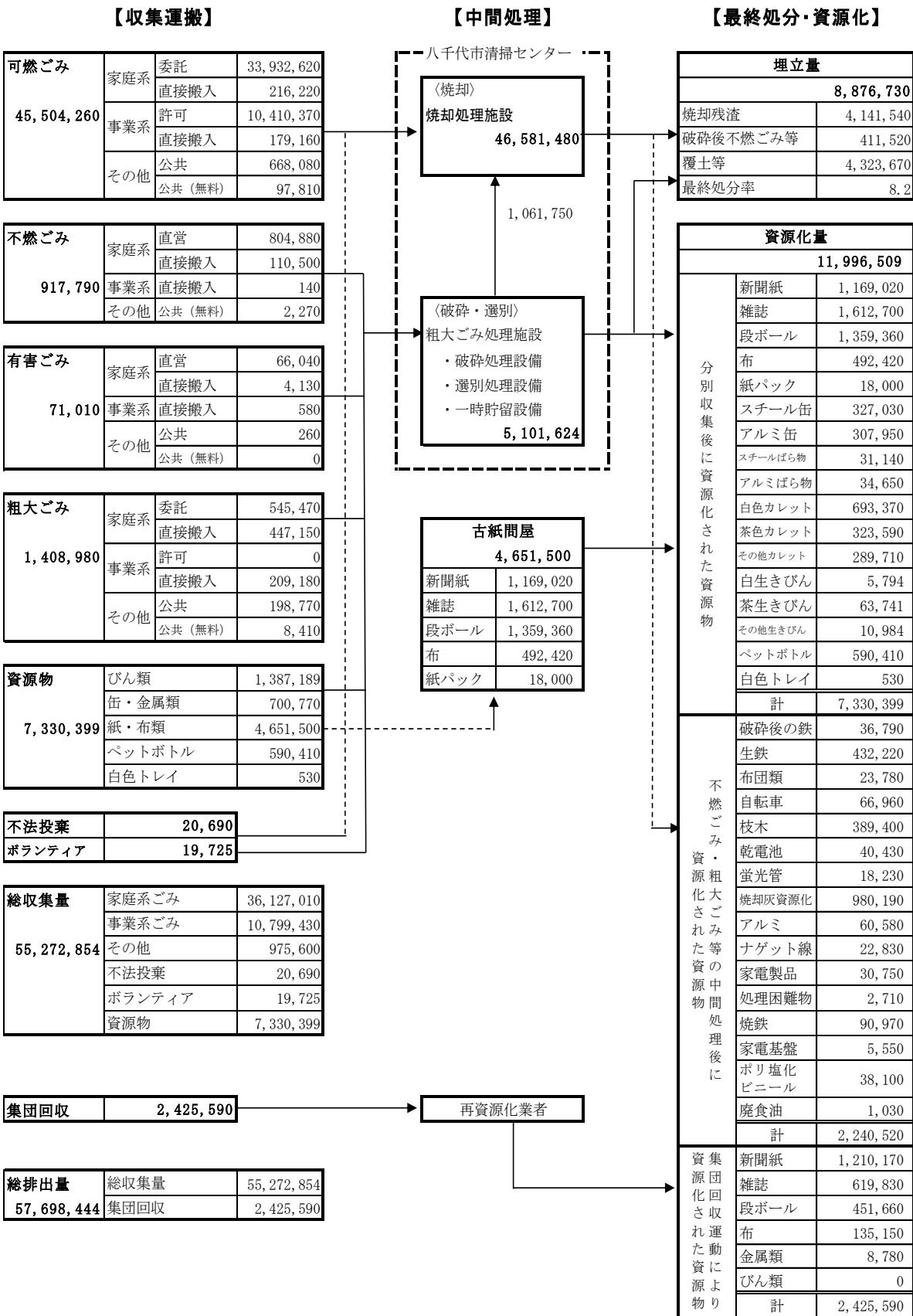
※資源化率 集団回収を除いた資源化量÷総収集量で算出

※再資源化率 資源化量÷総排出量で算出

※排出量原単位は市民1人1日あたりのごみ排出量で、総排出量÷人口÷曆年×1,000,000で算出

②. ごみ処理フロー図

(単位: k g)



③. 資源化量の推移

(単位 : kg)

年 度		20	21	22	23	24		
分別収集後に資源化された資源物	紙・布類	新聞紙	1,828,060	1,536,470	1,352,890	1,264,890	1,169,020	
		雑誌	1,791,310	1,725,460	1,692,810	1,708,240	1,612,700	
		段ボール	1,301,210	1,318,430	1,314,980	1,406,050	1,359,360	
		布	502,320	505,090	515,720	544,020	492,420	
		紙パック	21,030	20,510	19,840	19,140	18,000	
		小計	5,443,930	5,105,960	4,896,240	4,942,340	4,651,500	
	缶・金属類	スチール缶	361,590	348,500	347,650	326,900	327,030	
		アルミ缶	248,610	276,883	296,910	295,830	307,950	
		スチールばら物	26,870	30,050	31,680	36,920	31,140	
		アルミばら物	23,400	26,720	29,750	36,200	34,650	
		小計	660,470	682,153	705,990	695,850	700,770	
	びん類	白色カレット	658,230	660,650	703,340	707,150	693,370	
		茶色カレット	316,710	336,940	317,240	350,730	323,590	
		その他カレット	339,420	329,340	311,210	297,976	289,710	
		白生きびん	7,549	6,969	9,274	6,087	5,794	
		茶生きびん	77,130	74,672	66,980	66,701	63,741	
		その他生きびん	12,855	10,990	9,430	10,778	10,984	
		小計	1,411,894	1,419,561	1,417,474	1,439,422	1,387,189	
	チップラクス類	ペットボトル	522,950	528,540	551,250	605,030	590,410	
		白色トレイ	680	1,190	790	620	530	
		小計	523,630	529,730	552,040	605,650	590,940	
	小計		8,039,924	7,737,404	7,571,744	7,683,262	7,330,399	
不燃ごみ・資源粗大化された等の資源中間物に源より取り扱われた動員により	破碎後の鉄		51,960	48,020	47,430	46,580	36,790	
	生鉄		416,120	426,280	438,230	427,030	432,220	
	布団類		53,270	53,810	40,100	37,300	23,780	
	自転車		79,980	69,370	78,560	63,410	66,960	
	枝木		424,110	422,060	324,800	347,010	389,400	
	乾電池		42,550	40,100	52,500	52,670	40,430	
	蛍光管		21,040	20,160	16,680	28,780	18,230	
	焼却灰資源化		1,470,100	2,758,340	2,406,040	1,313,140	980,190	
	コンクリートがら		62,500	0	0	0	0	
	アルミ		48,290	60,070	59,730	69,780	60,580	
	ナゲット線		20,860	19,210	16,900	29,250	22,830	
	家電製品		50,540	33,900	38,050	55,170	30,750	
	処理困難物		5,520	6,860	3,310	4,970	2,710	
	焼鉄		—	—	83,240	85,160	90,970	
	家電基盤		—	—	—	6,730	5,550	
	ポリ塩化ビニール		—	—	—	27,170	38,100	
	廃食用油		—	—	—	340	1,030	
	小 計		2,746,840	3,958,180	3,605,570	2,594,490	2,240,520	
	資源回収された動員により		新聞紙	1,603,000	1,397,760	1,322,040	1,199,410	1,210,170
	運搬するに		雑誌	654,950	612,760	623,010	618,550	619,830
	回収され運搬するに		段ボール	441,010	444,100	443,440	451,240	451,660
	回収され運搬するに		布	136,580	134,040	137,120	142,070	135,150
	回収され運搬するに		金属類	4,434	4,957	5,181	5,998	8,780
	回収され運搬するに		びん類	0	0	0	0	0
	回収され運搬するに		小計	2,839,974	2,593,617	2,530,791	2,417,268	2,425,590
	合 計		13,626,738	14,289,201	13,708,105	12,695,020	11,996,509	

④主体別収集量

(単位 : t)

年 度	20	21	22	23	24
直 営	894. 48	879. 31	1, 000. 52	982. 97	870. 92
委 託	43, 491. 32	43, 074. 64	42, 251. 51	42, 433. 23	41, 808. 49
許 可	12, 606. 23	11, 448. 83	10, 223. 18	10, 572. 87	10, 410. 37
直接搬入	家庭系	603.98	691.68	700.81	762.63
	事業系	611.99	490.01	469.89	412.05
そ の 他	1, 110. 89	1, 108. 42	1, 014. 86	1, 048. 74	1, 016. 02
計	59, 318. 89	57, 692. 89	55, 660. 77	56, 212. 49	55, 272. 86

2. 年度別ごみの組成

(単位 : %)

年 度	20	21	22	23	24
可燃ごみ	紙類	32.2	30.9	31.3	27.4
	布類	4.7	6.0	3.8	6.7
	厨芥類	31.8	29.9	30.6	23.0
	草木類	7.0	10.9	6.5	9.9
	プラスチック	21.6	19.0	25.1	28.4
	その他	2.3	2.8	2.2	3.7
	不燃ごみ	0.4	0.5	0.5	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0
不燃ごみ	不燃系	金属類	25.2	24.0	26.8
		ガラス類	15.2	16.5	18.0
		その他	32.6	30.9	31.0
		小計	73.0	71.4	75.8
	可燃系	紙類	0.6	0.8	1.3
		プラスチック	24.8	26.6	21.1
		その他	1.6	1.2	1.8
		小計	27.0	28.6	24.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

※湿ベース（水分を含んだ搬入時の状態）による測定値。

3. 年度別埋立量

(単位 : t)

年 度	20	21	22	23	24
破碎後不燃ごみ等	379	375	402	507	411
焼却残渣	4,174	2,212	2,470	3,917	4,142
覆土等	0	0	491	3,116	4,324
計	4,553	2,587	3,363	7,540	8,877
総排出量	59,318.89	57,692.89	55,660.77	56,212.49	55,272.86
最終処分率(%)	7.7	4.5	5.2	7.9	8.2

※平成 21 年度までは、外部への処理委託量。

平成 22 年度より、第 3 次最終処分場の供用開始により埋立を再開。

4. 動物の死体処理

動物の死体は、清掃センターにおいて処理。飼い犬、飼い猫などペットの場合は有料。

一体 2, 030 円。持ち込みの場合は、一体 1, 010 円。

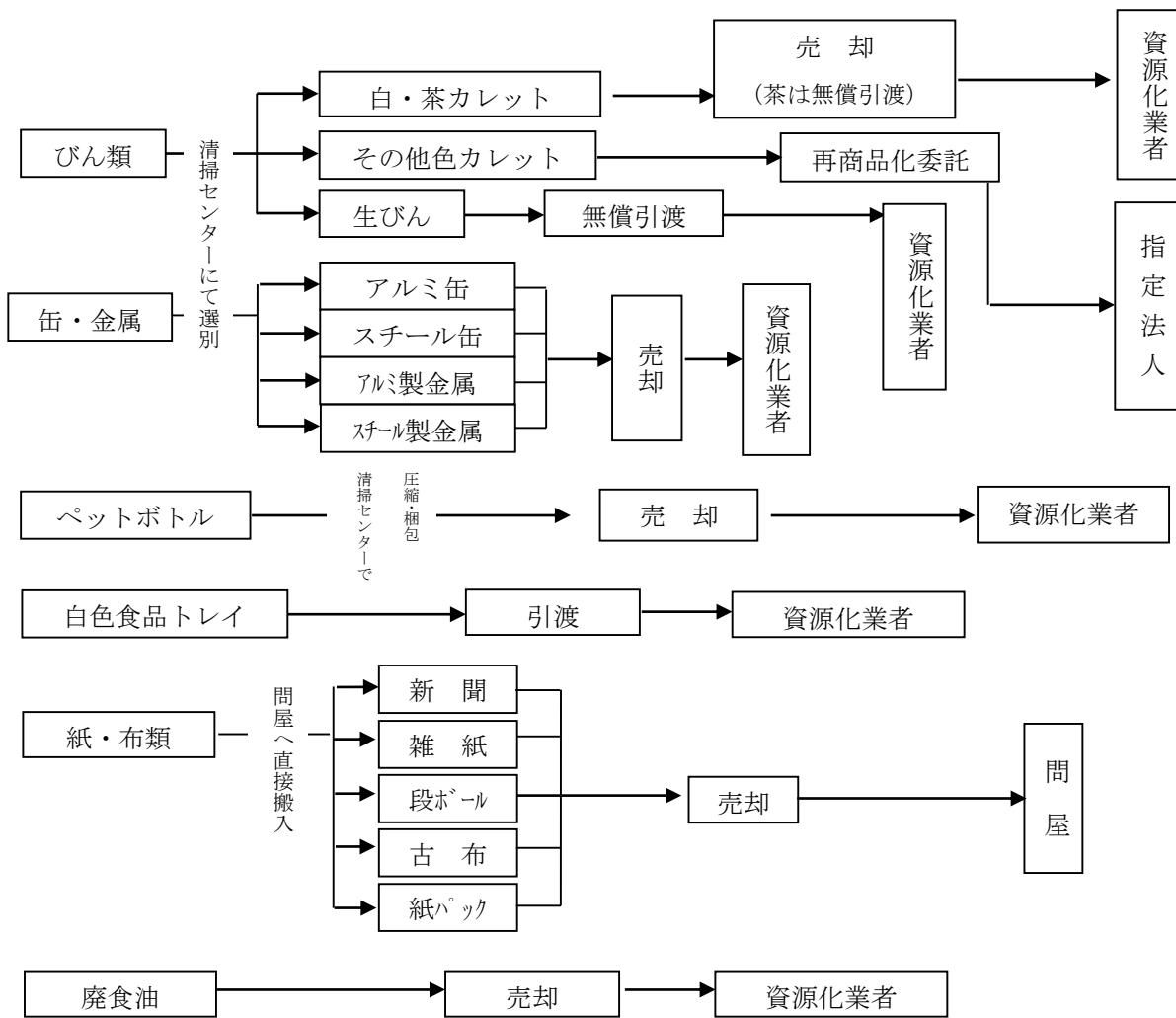
動物死体の年間処理量

(単位 : 体)

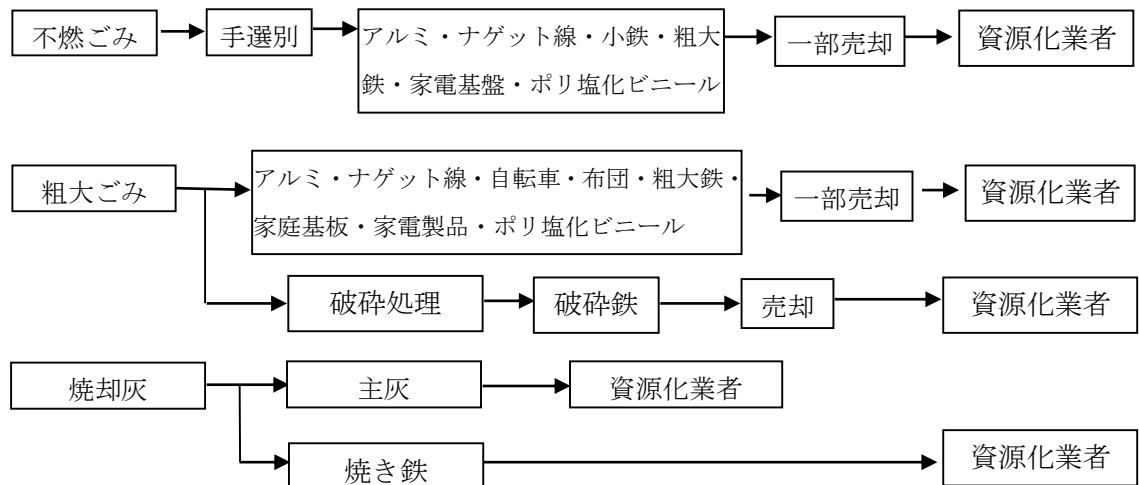
年 度	20	21	22	23	24
処理件数	871	785	795	860	823

第三節 ごみ減量・再資源化対策

1. 資源化フロー図



清掃センター資源化フロー図



2. 資源物集団回収運動

市に登録した自治会、PTA、子供会などが古紙、古布、缶類、ビン類等の資源物を資源回収業者に売却し、活動費の一部とする集団回収事業を推進しています。

昭和54年から資源回収団体に助成金を交付しており、有価物の売却代金と市からの奨励金4円/kgを交付しています。

また、資源回収業者に対しても平成4年4月から協力金4円/kgを交付しています。

平成25年3月現在 資源回収団体 84団体
資源回収登録業者 7業者

- ・八千代市資源回収奨励金交付要綱
- ・八千代市資源回収事業特別協力金交付要領

3. 生ごみみたい肥化容器等購入費補助金制度

平成6年8月から、家庭から排出される生ごみの減量化対策として生ごみみたい肥化容器の購入者に対して一基につき3,000円を限度に購入価格の6割の補助金を交付しています。

さらに、平成8年1月から電気式生ごみ処理機も補助対象となり、平成12年4月から、高価なものが多い電気式生ごみ処理機を購入しやすくなるために一基につき20,000円を限度に購入価格の6割の補助に変更。

- ・八千代市生ごみみたい肥化容器等購入費補助金交付要綱

(単位：基)

年度	EM容器	コンポスト	電気式処理機	合計
20	42	17	51	110
21	22	15	35	72
22	20	21	24	65
23	25	18	13	56
24	15	4	14	33

4. 廃棄物減量等推進員

多くの市民の参加のもと、廃棄物の適正処理及び減量化の推進を図るため、廃棄物減量等推進員制度を設置し、ごみの減量の啓発活動を推進しています。
平成24年度の委嘱人数は、134人。

- ・八千代市廃棄物減量等推進員要領

5. 再くるくん協力店

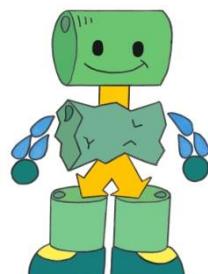
平成11年9月から、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化や再資源化の促進、及び市民のごみに対する意識高揚を図ることを目的として、一定の要件を満たしている事業所を「再くるくん協力店」として認定しています。

平成24年3月末現在で22店舗。

- ・八千代市ごみ減量協力店制度実施要領

認定要件（次に掲げる要件を2つ以上推進）

- (1) 包装等の簡素化の推進
- (2) 買い物袋持参運動の推進
- (3) 空き缶、空ビン、トレイ、紙パック、ペットボトル等資源回収の推進
- (4) 環境に優しい商品提供の推進
- (5) 再生品販売の推進
- (6) 紙ごみの分別排出及び再資源化の推進
- (7) ごみの排出抑制及び分別の推進
- (8) 従業員への環境教育の推進
- (9) 市民へのごみの減量化及び再資源化のPRの推進
- (10) その他、ごみの減量化及び再資源化の推進



再くるくん

6. ゴミゼロ運動

千葉県を含む近隣 1 都 10 県では、5 月 30 日のゴミゼロの日を中心に環境美化活動を実施しています。八千代市においても、「ポイ捨て防止条例」により環境美化重点地域としている新川周辺を中心に、道路などに散乱している空き缶などを拾い、環境美化を図っています。

実施日 平成 24 年 5 月 27 日（日）

参加人数 8, 479 人

ごみ収集量 5, 740 kg（うち空き缶 570 kg）

7. リサイクルフェア

10 月の「3 R 推進月間」の活動の一環として開催し、市民へリサイクル情報等の提供を行い、意識向上を図っています。

実施日 平成 24 年 10 月 20, 21 日

実施場所 多目的広場（八千代どーんと祭に出展）

主な内容

- ・リサイクル等に関するパネルやリサイクル品の展示
- ・リサイクル工作
- ・空き缶釣り

8. 八千代フリーマーケット

八千代フリーマーケット実行委員会の主催により、ごみの減量化及びリサイクルを目的としてフリーマーケットを開催しています。

実施日 平成 24 年 5 月 12 日、平成 24 年 10 月 13 日、

平成 25 年 3 月 23 日

実施場所 市役所駐車場

9. ごみの減量化及びリサイクルに関する学習会

八千代市廃棄物減量等推進員との協働事業として、ごみの減量化とリサイクルの推進を図る目的で、区・町会又は自治会と連携して「ごみ減量学習会」を実施しています。また、子どものころからごみの減量化やリサイクルに対する意識を持つもらうため、小学校に出向いて出前講座を実施しています。

実施回数 自治会 7 回 小学校 9 回

参加人数 1,118 人

第四節 その他

1. 家庭系ごみの有料化

① 指定ごみ袋の導入

ごみの減量化、分別の促進、負担の公平性という観点により、増大するごみ処理費用を一般廃棄物処理手数料として一部負担していただく有料指定ごみ袋制度を平成12年7月1日から導入しました。なお、同制度では、可燃、不燃、有害ごみを対象としています。また、平成16年12月1日に現行の手数料に改定し、平成23年8月1日から可燃ごみ用100袋を導入しました。

指定袋の種類		一般廃棄物処理手数料		平成24年度交付（販売）枚数
可燃ごみ	100用	170円	1組 20枚	611,200枚
	200用	120円	1組 10枚	2,738,370枚
	300用	180円		3,487,630枚
	400用	240円		4,206,680枚
不燃・有害ごみ	200用	120円		412,890枚

② 粗大ごみ処理有料化

従来の指定袋に加え、粗大ごみについても、平成17年7月1日から粗大ごみ処理の有料化を導入しました。

品目に応じ、1点300円若しくは600円の2段階制で負担していただいています。なお、清掃センターへの直接持ち込みは、上記金額の半額になります。

2. 不法投棄防止対策及び処理

① 不法投棄連絡員の委嘱

不法投棄連絡員を市民から公募し、市と市民との連携による監視体制の強化に努めています。

② 監視カメラの導入

職員によるパトロールを補完するために、不法投棄常習箇所に24時間監視可能なカメラを平成13年度から設置しています。平成24年3月からは、機器も一新し、リアルタイムでの監視も可能となりました。

③不法投棄防止条例

平成 14 年 10 月 1 日から「八千代市不法投棄防止条例」が施行されました。

この条例では、市民一人ひとりが監視役となり、不法投棄現場や投棄物を発見した場合は、すぐに市へ情報を提供していただき、①ごみ等が良好な生活環境の確保に支障のあるものであるとき。②ごみ等の不法投棄を行った者が判明したとき。③不法投棄を行った者が、自らごみ等を撤去したとき。以上の 3 つの項目全てに該当した場合には、情報提供者に 1 万円の報償金を支給いたします。平成 24 年度は、支給に該当する方はいませんでした。

また、不法投棄があつたと認められる土地等に入り、調査する権利が市長に付与され、市長が指定した職員が現場の立入調査を行うことができるようになりました。

さらに、不法投棄を行った者に対し、その土地等を原状回復させる命令を、市長名により行うことができるようになり、この命令に従わなかった場合には、過料を科すことができるようになりました。

④不法投棄物の撤去処理

不法投棄物の大量投棄場所から撤去処理を行い、併せて全国的な不況による失業者の増大に対し、雇用機会を創出することを目的に、平成 24 年度は、作業員 6 名（2 t ダンプ 2 台）で、14 地区 8, 180 kg の不法投棄物を撤去処理しました。

⑤不法投棄専用受付電話（FAX）の設置

市民からの通報用として、フリーダイヤルの受付電話を平成 15 年度に設置し、利便性を高めました。

⑥不法投棄対策班の設置

不法投棄対策の推進を図るうえから、クリーン推進課内に「不法投棄対策班」を平成 15 年 10 月 1 日に設置しました。

⑦不法投棄対策連絡会議（会長：安全環境部次長）の設置

府内の連絡体制の強化を図るうえから、関係課長を委員とする連絡会議を平成 15 年 12 月 1 日に設置しました。

⑧不法投棄監視パトロールの実施

不法投棄監視 ウィーク、環境月間、年末の大掃除の時期に合わせ、職員による監視パトロールを実施しています。

3. クリーン基金

将来の一般廃棄物処理施設の整備への対応及び、一時的な財政負担の軽減を図るため、八千代市クリーン基金を平成 14 年度に設置しました。

積立額 180 千円（平成 24 年度末基金残高）

平成 21 年 3 月 31 日に 3 号焼却炉関連設備補修工事のため、クリーン基金 20,000 千円取り崩しました。

4. ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼であることから、市においては、ごみの定量供給による安定燃焼や高温（850℃以上）を維持した完全燃焼などによる発生抑制と、活性炭噴霧装置や濾過式集塵器などによりダイオキシン類の削減を図っています。

清掃センターのダイオキシン類測定状況

① 焼却炉（平成 24 年度）

年度	炉区分	回数	測定日	測定結果	排出基準
24年度	1号煙突	4回	5/31	0.2800	5ng
			8/2	0.3200	
			10/31	0.1900	
			2/14	0.0048	
	2号煙突	4回	6/28	0.0770	
			8/9	0.0490	
			10/4	0.0260	
			2/7	0.0260	
	3号煙突	4回	7/4	0.00035	0.1ng
			11/21	0.04300	
			12/19	0.00027	
			1/31	0.0010	

※平成 14 年 12 月 1 日からの排出基準

1, 2 号焼却炉 5.0ng-TEQ/N m³

3 号焼却炉 0.1ng-TEQ/N m³

② 浸出水処理施設

測定日	測定結果	排出基準
平成24年4月18日	0.00023pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ
平成24年8月10日	0.000093pg-TEQ/ℓ	
平成24年10月11日	0.000058pg-TEQ/ℓ	

第四章 し尿処理事業

第一節 し尿処理

1. し尿収集

し尿収集は、公益財団法人八千代市環境緑化公社に委託しており、衛生センターにおいて処理しています。

(公財)八千代市環境緑化公社 住 所：八千代市大和田新田584-1
電話番号：047-459-0067

汲取手数料

取扱区分		手数料
人員 (一般家庭)	1人から2人まで	510円/回
	3人から4人まで	810円/回
	5人から6人まで	1,120円/回
	7人以上	1,420円/回
従量	事務所、寮など汲取り量によるもの	10ℓにつき60円+消費税
	仮設トイレなど臨時に収集するもの	〃 100円+消費税

※手数料の徴収は2か月分を奇数月に請求します。

2. 凈化槽の汚泥処理

浄化槽の汚泥については、市の許可する清掃業者が収集・運搬します。処理については衛生センターで行います。

八千代市衛生センター処理推移 (単位: kℓ)

年 度	生し尿	浄化槽汚泥	計
20	2,293	7,651	9,944
21	2,521	7,732	10,253
22	2,194	8,236	10,430
23	1,909	8,486	10,395
24	1,763	8,627	10,390

衛生センターは、昭和51年3月に日量100kℓの処理能力を有するし尿処理施設として建設されました。また、水質汚濁防止法の規制強化により、平成元年度事業として、高度処理施設(リン除去設備)を建設しました。その後、公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り世帯の減少、浄化槽世帯の増加など搬入状況の変化が生じたことから、平成6・7年度に基幹改良工事を行い、処理能力を40kℓに、また、処理方式を標準脱窒素処理方式に変更し、し尿処理施設の整備、充実を図っています。

第五章 資料

1. 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成5年12月24日
条例第27号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量(第8条—第14条)
- 第3章 廃棄物の適正処理(第15条—第22条)
- 第4章 一般廃棄物処理業等(第23条—第26条)
- 第5章 清潔の保持(第27条—第31条)
- 第6章 雜則(第32条—第35条)
- 第7章 罰則(第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の減量及び再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、及び地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって健康で快適な市民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 集積場所 市長が家庭廃棄物の収集を行うために、家庭廃棄物を集積しておく所定

の場所として規則で定めるところにより設置された場所をいう。

(平21条例24・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、再利用等による一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市民の自主的な活動を支援しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図り、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議するため、

八千代市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 廃棄物処理業者

(3) 事業者

(4) 市民

(5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、

再任は妨げない。

(平20条例20・一部改正)

(廃棄物減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策への協力を行う。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(市長による減量)

第8条 市長は、再利用の可能な物の分別収集を進めるとともに、一般廃棄物処理施設における資源の回収を行い、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源回収等を行う者への協力要請及び支援)

第9条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を行う者に必要な協力を求めるとともに、当該者を支援するよう努めるものとする。

(事業者による減量)

第10条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装及び容器の開発に努め、市民が商品の購入等に際して、包装及び容器を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(平16条例20・一部改正)

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第11条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者又は占有者で市の処理施設に廃棄物を搬入するものは、市長の指示に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者のうち事業系廃棄物を多量に排出する事業者で1日の平均排出量が100キログラム

ラム以上のもの（以下「多量排出事業者」という。）のうち市の処理施設に廃棄物を搬入するものは、市長の指示に従い、再利用を促進する等により、当該事業者から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者で市の処理施設に廃棄物を搬入するものは、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者で市の処理施設に廃棄物を搬入するものは、規則で定めるところにより、その事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

（勧告）

第12条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（受入拒否）

第13条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者が前条の規定による勧告に従わないと認めるときは、当該建築物及び事業者から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（市民による減量）

第14条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容、包装及び容器を勘案し、一般廃棄物の減量に配慮した商品を選択するように努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

（一般廃棄物処理計画）

第15条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

（家庭廃棄物の処理）

第16条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を市長が適当と認める者に委

託することができる。

(土地占有者等の義務)

第17条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭廃棄物を自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分しない家庭廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、保管し、市長が指定する袋に収納し、集積場所に搬出する等市長が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発することのないようにするとともに、集積場所を清潔にしておかなければならない。

4 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性のあるもの

(2) 爆発、引火、感染等の危険性があるもの

(3) 著しく悪臭を発するもの

(4) 前3号に定めるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの

5 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(平11条例24・平21条例24・一部改正)

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第17条の2 市長又は市長が指定した者以外の者は、前条第2項の規定により集積場所に搬出された家庭廃棄物のうち、びん、缶、古紙その他の再利用の対象となる物として規則で定めるもの（以下「資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長又は市長が指定した者以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平21条例24・追加)

(事業者の義務)

第18条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

3 事業者は、その建物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第19条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を指示することができる。

(受入基準の遵守等)

第20条 一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、搬入者が前項の受入基準に従わない場合には、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(手数料)

第21条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表のとおりとする。

2 産業廃棄物の処理に要する費用は、別表を準用するものとする。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既に納付した第1項に規定する手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平16条例20・一部改正)

(適正処理困難物の指定等)

第22条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

第4章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第23条 法第7条及び第7条の2に規定する一般廃棄物処理業並びに浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、

市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 第1項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(許可証の交付)

第24条 市長は、法令等の基準に適合し、かつ、適切と認めた者に対し、許可し、許可証を交付する。

- 2 前項の許可証の交付を受けた者が、当該許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(事業の停止)

第25条 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（一般廃棄物処理業の許可を受けた者に限る。）が法第7条の3各号のいずれかに該当するときは、同条の規定により、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（浄化槽清掃業の許可を受けた者に限る。）の事業の用に供する施設若しくはその者の能力が浄化槽法第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又はその者が同法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定により、6月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(平16条例20・全改)

(許可の取消し)

第25条の2 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（一般廃棄物処理業の許可を受けた者に限る。）が法第7条の4第1項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定により、その許可を取り消さなければならない。

- 2 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（一般廃棄物処理業の許可を受けた者に限る。）が法第7条の3第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、法第7条の4第2項の規定により、その許可を取り消すことができる。
- 3 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（浄化槽清掃業の許可を受けた者に限る。）の事業の用に供する施設若しくはその者の能力が浄化槽法第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又はその者が同法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定により、その許可を取り消すことができる。

(平16条例20・追加)

(許可申請手数料)

第26条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請する際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 20,000円
- (2) 凈化槽清掃業の許可を受けようとする者 20,000円
- (3) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

(平10条例15・一部改正)

第5章 清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第27条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう努めなければならない。

(空き地等の管理)

第28条 空き地等を所有し、又は管理する者は、その空き地等にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、その周囲に囲いを設ける等適正な管理に努めなければならぬ。

2 市長は、前項に規定する者がその空き地等に廃棄物が捨てられたときには、その廃棄物を自らの責任で処理するよう指示することができる。

(投棄の禁止等)

第29条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市長は、前項に違反する行為を防止するため、市民及び事業者に対して、意識の啓発を図る等必要な措置を講じなければならない。

(指導又は勧告)

第30条 市長は、第27条第1項又は前条第1項の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第31条 市長は、第27条第1項又は第29条第1項の規定に違反した者が、前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第6章 雜則

(報告の徵収)

第32条 市長は、法第18条及び浄化槽法第53条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

きる。

(立入検査)

第33条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(環境指導員)

第34条 市長は、前条第1項に規定する立入検査及び廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、環境指導員を置く。

2 環境指導員は、職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 罰則

(平21条例24・追加)

第36条 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

(平21条例24・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年八千代市条例第24号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいてなされた一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可又は許可の申請は、この条例の相当規定に基づいてなされた一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則（平成9年条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第6条の規定による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の

規定は、施行日以後の廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日の前日までの廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第15号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定及び別表1一般家庭等定額制による手数料の表に上記以外の家庭廃棄物の項を加える改正規定は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成12年規則第1号で平成12年7月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の別表の規定は、施行日以後の廃棄物の処分に係る手数料について適用し、施行日の前日までの廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第10号）

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第10条第2項の改正規定、第25条の改正規定及び第25条の次に1条を加える改正規定 公布の日
 - (2) 第21条に1項を加える改正規定及び別表の1一般家庭等定額制による手数料の表上記以外の家庭廃棄物（乾電池及び枝木を除く。）の項の改正規定 平成16年12月1日
 - (3) 別表の2事業所等従量制による手数料の表の改正規定（「（一般家庭から排出された粗大ごみを除く。）」を削る部分を除く。）及び次項の規定 平成17年4月1日
 - (4) 前3号に掲げる規定以外の規定 平成17年7月1日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の2事業所等従量制による手数料の表の上記以外の一般廃棄物の手数料に係る規定は、平成17年4月1日以後の事業系一般廃棄物の処分に係る手数料について適用し、同日前の事業系一般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例別表の1一般家庭等定額制による手数料の表の粗大ごみを収集、運搬及

び処分するときの手数料に係る規定は、平成17年7月1日以後に市に収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料から適用する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

附 則（平成21年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第6章の次に1章を加える改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第8号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第21条第1項・第2項）

（平9条例32・平11条例24・平13条例10・平16条例20・平23条例8・一部改正）

1 一般家庭等定額制による手数料

種別	取扱区分	手数料
し尿	一般家庭等で人員によるもの 2人まで 3人から4人まで 5人から6人まで 7人以上	1回につき 510円 810円 1,120円 1,420円
動物の死体	(1) 市長の指定する場所へ搬入するとき。 (2) 収集、運搬及び処分するとき。	1体につき 1,010円 1体につき 2,030円
粗大ごみ	(1) 市長の指定する場所へ搬入するとき。 (2) 収集、運搬及び処分するとき。	規則で定める品目別に150円又は300円 規則で定める品目別に300円又は600円
上記以外の家庭廃棄物（乾電池及び枝木を除く。）	市長の指定する袋	10リットル用1枚につき 8円50銭 20リットル用1枚につき 12円 30リットル用1枚につき 18円 40リットル用1枚につき 24円

備考 粗大ごみとは、20リットル用の市長の指定する袋に収納して排出することが困難な固体廃棄物をいう。

2 事業所等従量制による手数料

種別	取扱区分	手数料
し尿	(1) 店舗, 事業所, 学校, 習その他これらに準ずるもの	10リットルにつき 60円
	(2) 仮設便所で臨時に収集するもの	10リットルにつき 100円
浄化槽汚泥	市長の指定する場所へ搬入するとき。	100リットルにつき 110円
上記以外の一般廃棄物	市長の指定する場所へ搬入するとき。	1キログラムにつき 21円

備考 手数料の額は、この表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2. 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成 6 年 3 月 31 日
規則 第 17 号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年八千代市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（平21規則1）

（廃棄物減量等推進審議会の会長及び副会長）

第3条 条例第6条第1項に規定する八千代市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の会長への委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（審議会の庶務）

第6条 審議会の庶務は、安全環境部クリーン推進課において処理する。

（平9規則2・平18規則41・一部改正）

（事業用大規模建築物）

第7条 条例第11条第1項に規定する事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次に掲げる用途に供される部分の延べ床面積の合計が3,000平方メ

一トル以上の建築物とする。

- (1) 興行場、百貨店、集会場又は遊技場
 - (2) 店舗又は事務所
 - (3) 旅館又はホテル
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (廃棄物管理責任者選任届等)

第8条 条例第11条第3項に規定する廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任・変更届（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第4項に規定する計画書の作成は、事業系一般廃棄物減量化計画書（第2号様式）により行うものとする。

3 第1項の廃棄物管理責任者選任・変更届及び前項の事業系一般廃棄物減量化計画書は、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(勧告)

第9条 条例第12条又は第30条の規定による勧告は、勧告書（第3号様式）により行うものとする。

(受入拒否決定通知)

第10条 条例第13条に規定する事業系廃棄物の市の処理施設への受入拒否は、受入拒否決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(廃棄物処分申請)

第11条 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 前項による申請は、次の様式によるものとする。

- (1) し尿汲取 し尿汲取申請書・申請事項変更申請書（第5号様式）
- (2) 動物の死体処理 動物の死体処理申請書（第6号様式）
- (3) その他的一般廃棄物（集積場所に搬出するものを除く。）処理及び産業廃棄物処理廃棄物処分申請書（第7号様式）

3 前項第1号の申請者は、住所、家族構成人員等申請内容に変更が生じたときは、し尿汲取申請書・申請事項変更申請書により、速やかにその旨を市長に申請しなければならない。

(平12規則2・一部改正)

(指定袋の基準等)

第11条の2 条例第17条第2項の市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）は、汚水が漏れず、耐水性かつ内容物が認識できる程度の透明性を有するもので、次の表に定めるものとする。

指定袋の種類	容量
可燃ごみ専用袋（第7号様式の2）	10リットル用
	20リットル用
	30リットル用
	40リットル用
不燃・有害ごみ専用袋（第7号様式の3）	20リットル用

（平12規則2・追加、平23規則8・一部改正）

(集積場所の設置)

第11条の3 条例第2条第2項第5号に規定する集積場所の設置については、市民等の申出を受け、当該集積場所が市長が別に定める設置基準に適合すると市長が認めて行うものとする。

（平21規則23・追加）

(市長が指定した者)

第11条の4 条例第17条の2第1項の市長が指定した者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市と家庭廃棄物の収集及び運搬に係る業務の委託契約を締結している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（平21規則23・追加）

(資源物)

第11条の5 条例第17条の2第1項の規則で定める物は、びん、缶、ペットボトル、古紙及び古布とする。

（平21規則23・追加）

(収集又は運搬の禁止命令)

第11条の6 条例第17条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬行為禁止命令書（第7号様式の4）により行うものとする。

（平21規則23・追加）

(受入基準)

第12条 条例第20条第1項に規定する受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内で排出された廃棄物であつて、条例第22条1項の規定により適正処理困難物として指定されたもの以外のものであること。
- (2) 搬入しようとする一般廃棄物を条例第15条の規定による一般廃棄物の処理に関する計画に定める分別の区分に応じて分別すること。
- (3) 搬入しようとする一般廃棄物を市の処理施設において焼却及び処分することに支障が生じない形態又は寸法にする等必要な措置を講じること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長の指示に従うこと。

(粗大ごみの処理手数料)

第12条の2 条例別表の1一般家庭用定額制による手数料の表粗大ごみの項に規定する規則で定める品目は、別表のとおりとする。

(平17規則27・追加)

(手数料等の徴収方法)

第13条 し尿処理手数料は、2カ月ごとにし尿処理手数料納入通知書兼領収書（第8号様式）により徴収する。

- 2 し尿処理手数料を除く廃棄物処理手数料等は、その都度徴収する。ただし、継続して廃棄物の処理を受ける場合の手数料等は、1カ月ごとに徴収することができる。
- 3 第1項のし尿処理手数料納入通知書兼領収書は、納期限の7日前までに送付しなければならない。

(平17規則27・一部改正)

(粗大ごみ処理券の交付及び添付)

第13条の2 条例第21条第1項に規定する廃棄物処理手数料（粗大ごみに係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に八千代市粗大ごみ処理券（第9号様式）を交付する。

- 2 粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼した者は、当該粗大ごみに八千代市粗大ごみ処理券を添付しなければならない。

(平17規則27・追加)

(指定袋の交付)

第13条の3 市長は、条例第21条第1項に規定する廃棄物処理手数料（指定袋に係るものに限る。以下この条において同じ。）をあらかじめ納付した者に指定袋を交付する。

- 2 前項の規定による指定袋の交付は、次の表の左欄に掲げる指定袋の種類ごとに、同表中欄に掲げる額の廃棄物処理手数料を納入した者に同表右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。

指定袋の種類		廃棄物処理手数料	枚数
可燃ごみ専用袋	10リットル用	170円	20枚
	20リットル用	120円	10枚
	30リットル用	180円	10枚
	40リットル用	240円	10枚
不燃・有害ごみ専用袋	20リットル用	120円	10枚

(平12規則2・追加、平16規則29・一部改正、平17規則27・旧第13条の2繰下、平23規則8・一部改正)

(納期限)

第14条 手数料等の納期限は、次のとおりとする。

(1) し尿処理手数料

- 1月及び2月の処理に係るもの 3月31日
- 3月及び4月の処理に係るもの 5月31日
- 5月及び6月の処理に係るもの 7月31日
- 7月及び8月の処理に係るもの 9月30日
- 9月及び10月の処理に係るもの 11月30日
- 11月及び12月の処理に係るもの 翌年の1月31日

(2) 繼続して廃棄物（し尿を除く。）の処理を受ける場合の手数料等 処理を受けた日の属する月の翌月の末日

(3) 前2号に掲げるもの以外の手数料等 処理を受けた日

2 前項第1号及び第2号に規定する納期限が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(督促)

第15条 し尿処理手数料が納期限までに納入されないときに行う督促は、督促状（第10号様式）を発行して行わなければならない。

(手数料等の減免)

第16条 条例第21条第3項の規定により、手数料等の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料・費用減免申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請者に廃棄物処理手数料・費用減免決定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第17条 条例第23条第1項の規定により、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可期間）

第18条 条例第23条第2項に規定する許可の期間は、2年とする。

（平10規則14・一部改正）

（許可証の交付）

第19条 条例第24条第1項の規定による許可証の交付は、許可証（第14号様式）をもって行うものとする。

（変更の申請等）

第20条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が、次の各号に該当するときは、当該各号に定める様式を市長に提出しなければならない。

(1) 住所その他許可申請事項を変更しようとするとき 許可申請事項変更申請書（第15号様式）

(2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の全部又は一部を廃止しようとするとき 許可業廃止届（第16号様式）

（許可証の再交付申請）

第21条 条例第24条第2項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第22条 市長は、条例第25条第1項又は第2項の規定により、その事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、業務停止命令書（第18号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第25条の2第1項、第2項又は第3項の規定により、その許可を取り消すときは、許可取消書（第19号様式）により行うものとする。

（平16規則29・一部改正）

（許可証の返還）

第23条 条例第24条第1項の規定により許可証の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

- (2) 許可を受けた事業の全部を廃止したとき。
- (3) 許可を取り消され、又は許可を受けた事業の全部の停止を命じられたとき。

(一般廃棄物処理の受託申請)

第24条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項の規定による一般廃棄物の収集運搬又は処分の委託を受けようとする者は、一般廃棄物処理受託申請書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

(準用規定)

第25条 第19条、第20条第1号及び第21条の規定は、一般廃棄物処理の委託を受けた者について準用する。この場合において、許可証、許可申請事項変更申請書及び許可証再交付申請書をそれぞれ受託証、受託申請事項変更申請書及び受託証再交付申請書と読み替えるものとする。

(措置命令)

第26条 条例第31条の規定による措置命令は、措置命令書（第21号様式）により行うものとする。

(環境指導員証)

第27条 条例第33条第2項に規定する証明書は、環境指導員証明書（第22号様式）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
(八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)
- 2 八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年八千代市規則第30号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた許可、決定その他の処分又は申請その他の手続は、この規則の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成9年規則第2号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第14号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第41号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成12年規則第2号）

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第29号）

この規則中第22条の改正規定、第18号様式を削る改正規定、第19号様式の改正規定及び同様式を第18号様式とし、同様式の次に1様式を加える改正規定は公布の日から、第13条の2第2項の表の改正規定は平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則中第13条第2項及び第3項、第4号様式、第10号様式、第12号様式、第14号様式、第18号様式、第19号様式並びに第21号様式の改正規定並びに次項の規定は平成17年4月1日から、その他の規定は平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成18年規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第17号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成21年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第8号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第12条の2）

（平17規則27・追加）

品目		手数料（円）	
		市長の指定する場所 へ搬入するとき。	市が収集、運搬及び 処分するとき。
あ	いす（2人用以上のものに限る。）	300	600
	板（木又はプラスチック製であって、最も長い辺が150センチメートル以下であり、厚さが3センチメートル以下のものに限る。2枚まで。）	150	300
	犬小屋（最も長い辺が90センチメートルを超えるものに限る。）	300	600
か	カーテンレール（長さが200センチメートル以下のものに限る。10本まで。）	150	300
	カーペット又はじゅうたん（2畳以下のものに限る。2枚まで。）	150	300
	角材その他の木（長さ150センチメートル以下のものを直径30センチメートル以下に束ねたものに限る。）	150	300
	ギター（ケース付きのものを含む。）	150	300
	クッション（5枚まで。）	150	300
	ござ（2畳以下のものに限る。2枚まで。）	150	300

	こたつ（最も長い辺が100センチメートルを超えるものに限る。天板付きのものを含む。）	300	600
	ごみ箱（プラスチック製であって、最も長い辺が90センチメートル以下のものに限る。2個まで。）	150	300
	ゴルフクラブ（14本まで。）	150	300
さ	座布団（5枚まで。）	150	300
	自転車	300	600
	収納家具（最も長い辺が90センチメートルを超えるものに限る。）	300	600
	収納ケース（プラスチック製であって、高さが40センチメートル以下であるものに限る。2個まで。）	150	300
	スキーセット	150	300
	スピーカー（2台まで。）	150	300
	すだれ（長さが150センチメートル以下のものに限る。2本まで。）	150	300
	すのこ（2枚まで。）	150	300
た	机（天板の最も長い辺が100センチメートルを超えるものに限る。）	300	600
	釣りざお（長さが200センチメートル以下のものに限る。5本まで。）	150	300
	テーブル（天板の最も長い辺が100センチメートルを超えるものに限る。）	300	600
	電気毛布（2枚まで。）	150	300
	トタン板（最も長い辺が200センチメートル以下のものに限る。2枚まで。）	150	300
は	仏壇（高さが90センチメートルを超えるものに限る。）	300	600

	布団 (2枚まで。)	150	300
	プラインド (長さが150センチメートル以下のものに限る。2本まで。)	150	300
	プランター (プラスチック製であって、最も長い辺が90センチメートル以下のものに限る。2個まで。)	150	300
	ベッド	300	600
	ポリタンク (2個まで。)	150	300
ま	松葉づえ (2本まで。)	150	300
	物置 (鉄製の0.5坪以下のものであって、解体済みのものに限る。)	300	600
	物干しざお (長さが200センチメートル以下のものに限る。5本まで。)	150	300
	物干台 (石無しのものに限る。2台まで。)	150	300
	上記に記載のない品目で重量が30キログラム以下のもの	150	300
	上記に記載のない品目で重量が30キログラムを超えるもの	300	600

備考

- 1 手数料の額は、表中に特別の定めのない限り、1個についての額とする。
- 2 上記の品目には、機能、形態等が類似したものを含むものとする。

3. 八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

平成9年12月24日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号）その他土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。

2 この条例において「指定事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他の事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときには、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

（平16条例21・一部改正）

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(土地所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(指定事業の許可)

第5条 指定事業を行おうとする者は、指定事業に供する区域（以下「指定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該指定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

(指定事業に係る土地所有者等の同意)

第5条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る指定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る指定事業区域内の土地につき当該指定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。

(平16条例21・追加)

(許可の申請)

第6条 第5条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、指定事業区域及びその周辺の状況を示す図面そ

の他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業区域の位置及び面積
- (3) 現場責任者（指定事業を行う者が、土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積指定事業にあっては、搬入及び搬出）を管理させるために、当該指定事業に係る指定事業区域に置く者をいう。以下同じ。）の氏名及び職名
- (4) 指定事業に使用される土砂等の量
- (5) 指定事業の期間
- (6) 指定事業が完了した場合の指定事業区域の構造
- (7) 指定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (8) 指定事業が施工されている間において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第5条の許可を受けようとする指定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う指定事業（以下「一時たい積指定事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、指定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 年間の指定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (3) 指定事業に使用される土砂等のたい積の構造
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

（平16条例21・一部改正）

（申請の制限）

第6条の2 第5条の許可を受けようとする者は、指定事業の期間について3年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積指定事業に係るものである場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第5条の許可を受けようとする者は、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(平16条例21・追加)

(許可の基準)

第7条 市長は、第5条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第18条又は第20条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者
イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る八千代市行政手続条例（平成9年八千代市条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第6号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第19条第1項の規定により指定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 指定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、当該法人及びその役員）がアからエまでのいずれかに該当するもの

(2) 第5条の2に規定する同意を得ていること。

(3) 指定事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 現場責任者を置くこと。

(5) 当該申請に係る指定事業に使用される土砂等のたい積の構造が、当該指定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(6) 一時たい積指定事業以外の指定事業にあっては、第6条第1項第7号に規定する搬入計画における指定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。

- (7) 第6条第1項第7号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- (8) 指定事業が施工されている間において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 第5条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、前項第5号の規定は、適用しない。

(平16条例21・平17条例21・平24条例9・一部改正)

(変更の許可等)

第8条 第5条の許可を受けた者は、第6条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の2の規定を準用する。

- 2 第5条の許可を受けた者が第18条又は第20条の規定による命令に従って、当該許可に係る第6条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第5条の2に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 変更の内容及びその理由
 - (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、第5条の許可に係る指定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る指定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積指定事業に係るものである場合は、この限りでない。
- 5 第1項の許可を受けようとする者は、第5条の許可に係る指定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに指定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る指定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。
- 6 第1項の許可を受けようとする者は、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすること

ができない。

- 7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。
- 8 第5条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第5条の2第1項（第1項及び第16条の3第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

（平16条例21・一部改正）

（許可の条件）

第9条 第5条の許可（前条第1項及び第16条の3第1項の許可を含む。第10条から第21条までにおいて同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第5条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（平16条例21・一部改正）

（指定事業の着手の届出）

第9条の2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（平16条例21・追加）

（土砂等の搬入の届出）

第10条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が汚染されていないこと（当該土砂等が千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第7条に規定する安全基準（第21条の3第1項において「安全基準」という。）に適合する土砂等であることをいう。以下同じ。）を証るために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、当該土砂等が汚染されていないことについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許

認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積（次条において「一時的たい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証るために必要な書面で規則で定めるもの及び汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

（平16条例21・一部改正）

（土砂等管理台帳の作成等）

第11条 第5条の許可（当該許可が一時たい積指定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る指定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 当該許可に係る指定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る指定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである場合は、当該一時的たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）
- (3) 当該許可に係る指定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第5条の許可（当該許可が一時たい積指定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、当該許可に係る指定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 当該許可に係る指定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第5条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定に

より作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る指定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(平16条例21・全改)

(地質検査の報告)

第12条 第5条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る指定事業区域の土壤についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(関係書類等の閲覧)

第13条 第5条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る指定事業が施工されている間、当該指定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第11条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該指定事業について利害関係を有する者の閲覧に供しなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(標識の掲示等)

第14条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る指定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(指定事業の廃止等)

第15条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該指定事業による土壤の汚染及び当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該指定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該指定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月末満であるときは、届け出ることを要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該指定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- 3 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業の廃止をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、第5条の許可は、その効力を失う。
- 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該指定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 6 前項の規定により、指定事業による土壤の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る指定事業による土壤の汚染又は当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(指定事業の完了等)

- 第16条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業が完了する2月前の日までに、当該指定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該指定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
 - 3 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る指定事業による土壤の汚染がないかどうか及び当該届出に係る指定事業区域が第5条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
 - 5 前項の規定により、指定事業による土壤の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る指定事業による土壤の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(指定事業の終了等)

第16条の2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業の期間が満了する日までに当該指定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該指定事業による土壤の汚染及び当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該指定事業の期間が満了する日までに当該指定事業を終了しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該指定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。

3 第5条の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る指定事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該指定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、指定事業による土壤の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る指定事業による土壤の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(平16条例21・追加)

(譲受け)

第16条の3 第5条の許可を受けた者から当該許可に係る指定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の2の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第5条の2に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 申請者が第7条第1項第1号才に規定する未成年者である場合には、その法定代理

人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）

（4）前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることがない。

4 第1項の許可の基準については、第7条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 第1項の許可を受けて指定事業を譲り受けた者は、当該指定事業に係る第5条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

（平16条例21・追加、平24条例9・一部改正）

（相続等）

第17条 第5条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る指定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る指定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第5条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第5条の2第1項（第8条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

（平13条例15・平16条例21・一部改正）

（措置命令等）

第18条 市長は、指定事業に供された区域の土壤が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、当該指定事業を行い、又は行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

2 市長は、指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該指定事業を行う第5条の許可を受けた者（第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けな

いで変更した者を除く。)に対し、当該指定事業を停止し、又は当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第5条又は第8条第1項の規定に違反して指定事業を行った者に対し、当該指定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第19条 市長は、第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る指定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第5条、第8条第1項又は第16条の3第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第5条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (3) 第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (4) 第9条の条件に違反したとき。
- (5) 第10条から第14条までの規定に違反したとき。
- (6) 第17条第1項の規定により第5条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第7条第1項第1号アからオまでのいずれかに該当するとき。
- (7) 前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第5条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る指定事業について前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る指定事業による土壤の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第20条 市長は、第15条第6項、第16条第5項、第16条の2第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その指定事業を停止し、又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 市長は、第15条第6項、第16条第5項、第16条の2第5項又は前条第2項の規定に違反した者が行った指定事業により、当該指定事業に供された区域の土壤が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、当該指定事業を行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(関係書類等の保存)

第21条 第5条の許可を受けた者は、当該指定事業について第15条第3項の規定による廃止の届出、第16条第3項の規定による完了の届出若しくは第16条の2第3項の規定による終了の届出をした日又は第19条第1項の規定による第5条の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該指定事業に関するこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 第5条の許可を受けた者は、第11条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後3年間保存しなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(指定事業に係る土地所有者の義務)

第21条の2 土地の所有者は、第5条の2第1項（第8条第1項及び第16条の3第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る指定事業が一時たい積指定事業以外の指定事業である場合にあっては当該指定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第6条第1項第1号から第8号までに掲げる事項を、当該指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第5条の2第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る指定事業による土壤の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該指定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該指定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第5条の2第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る指定事業により土壤の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該指定事業を行う者に対し当該指定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(平16条例21・追加)

(指定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第21条の3 市長は、指定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該指定事業に係る第5条の2第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該指定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しなくなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該指定事業による土壤の汚染を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 市長は、指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第18条第2項に定めるもののほか、当該指定事業に係る第5条の2第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(平16条例21・追加)

(報告の徴収)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第24条 第5条、第8条第1項又は第16条の3第1項の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- (1) 指定事業許可申請手数料 1件につき 20,000円
- (2) 指定事業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 指定事業譲受け許可申請手数料 1件につき 10,000円

(平16条例21・一部改正)

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条、第8条第1項又は第16条の3第1項の規定に違反して指定事業を行った者
- (2) 第18条第1項、第2項若しくは第3項、第19条第1項、第20条第1項又は第21条の3第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(平16条例21・一部改正)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第11条第3項、第12条又は第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第21条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平16条例21・一部改正)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第8項、第9条の2、第15条第3項、第16条第3項、第16条の2第3項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(平16条例21・一部改正)

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間は、この条例の規定にかかわらず、当該指定事業を行うことができる。その者がその期間内に第5条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則（平成13年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条又は第8条第1項の規定による許可（以下「既許可」という。）を受けている者は、それぞれ改正後の八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条又は第8条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

- 3 改正後の条例第9条の2の規定は、この条例の施行の際現に既許可を受けている者で当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しているものについては適用しない。

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第17条第1項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であって同条第2項の規定による届出をしていないものについては、改正後の条例第16条の3及び第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 改正後の条例第21条の2及び第21条の3の規定は、施行日前にされた既許可に係る指定事業については、適用しない。

附 則（平成17年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

4. 八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成10年2月25日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年八千代市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的団体の範囲)

第2条 条例第5条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
 - (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものとの2分の1以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者
- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

4 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書（第2号様式）により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。

（平16規則32・平17規則1・平18規則10・平19規則36・平23規則24・一部改正）

（土地所有者等の同意）

第2条の2 条例第5条の2第1項（条例第8条第1項及び条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得は、条例第5条の許可の申請が、条例第6条第1項の規定によるものである場合にあっては指定事業区域内土地使用同意書（第2号様式の2）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書（第2号様式の3）によらなければならない。

2 前項の指定事業区域内土地使用同意書及び指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書には、土地の所有者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（土地の所有者が法人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体を除く。）である場合は、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が発行したもの。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 条例第5条の2第2項（条例第8条第1項及び条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する指定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、指定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

4 条例第5条の2第2項の規定による同意は、指定事業区域内施工同意書（第2号様式の4）によらなければならない。

（平16規則32・追加）

（許可の申請）

第3条 条例第6条第1項に規定する申請書は、指定事業許可申請書（第3号様式）とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 申請者が条例第7条第1項第1号才に規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ア 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し
 - イ 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の登記事項証明書
- (3) 指定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (4) 指定事業区域の平面図及び断面図（指定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (5) 指定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 指定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (7) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
- (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
- (9) 指定事業が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (10) 現場責任者であることを証する書面
- (11) 前条第1項に規定する指定事業区域内土地使用同意書及びこれに添付された印鑑登録証明書並びに同条第4項に規定する指定事業区域内施工同意書
- (12) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第6条第1項第9号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の氏名及び住所
- (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

4 条例第6条第2項に規定する申請書は、指定事業（一時たい積指定事業）許可申請書（第4号様式）とする。

5 条例第6条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項第1号、第2号、第3号、第5号、第9号及び第10号に掲げる書類及び図面
- (2) 指定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 前条第1項に規定する指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書及び

これに添付された印鑑登録証明書並びに同条第4項に規定する指定事業区域内施工同意書

(4) その他市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第6条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が未成年者である場合には、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるもの

- ア 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の氏名及び住所
- イ 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(2) 指定事業の期間

(平16規則32・平17規則1・平24規則18・一部改正)

(構造上の基準)

第4条 条例第7条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、一時たい積指定事業の場合にあっては、別表第3に定めるとおりとする。

(平16規則32・一部改正)

(構造上の基準に係る適用除外)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(許可等の決定)

第6条 市長は、条例第6条の許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、指定事業許可（不許可）決定通知書（第5号様式）により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(変更の許可の申請等)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人の場合にあっては、その名称若しくは住所又はその代表者の氏名）の変更

(3) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(4) 指定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

(5) 指定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

- (6) 指定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置として設けた柵の構造の変更（柵の機能を高めるものに限る。）
- 2 条例第8条第3項に規定する申請書は、指定事業変更許可申請書（第6号様式）とする。
- 3 条例第8条第3項の規則で定める書類及び図面は、第3条第2項各号（第11号を除く。）及び第5項各号（第3号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。
- 4 前条の規定は、条例第8条第1項の許可について準用する。この場合において、前条中「第6条」とあるのは「第8条第1項」と、「指定事業許可（不許可）決定通知書（第5号様式）」とあるのは「指定事業変更許可（不許可）決定通知書（第7号様式）」と読み替えるものとする。
- 5 条例第8条第8項の規定による市長への届出は指定事業軽微変更届（第8号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は指定事業軽微変更通知書（第8号様式の2）を提出して行わなければならない。

（平16規則32・平24規則18・一部改正）

（指定事業の着手の届出）

第7条の2 条例第9条の2の規定による届出は、指定事業着手届（第8号様式の3）を提出して行わなければならない。

（平16規則32・追加）

（土砂等の搬入の届出）

第8条 条例第10条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（第9号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第10条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第10号様式）とする。
- 3 条例第10条の当該土砂等が汚染されていないことを証るために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（第11号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第12号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために

行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（第12号様式の2）とする。

（平16規則32・一部改正）

（土砂等管理台帳）

第8条の2 条例第11条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（第12号様式の3）によるものとする。

2 条例第11条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 指定事業の許可の番号
- (3) 指定事業区域の位置及び指定事業区域の面積
- (4) 指定事業の許可の期間
- (5) 指定事業に使用される土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 指定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
- (8) 指定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- (9) 指定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第11条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積指定事業用）（第12号様式の4）によるものとする。

4 条例第11条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- (2) 指定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第11条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第11条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

(平16規則32・追加)

(土砂等の量等の報告)

第9条 条例第11条第3項の規定による報告は、指定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（指定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、指定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第15条第3項、条例第16条第3項又は条例第16条の2第3項の規定による届出の時）に、指定事業状況報告書（第13号様式）を提出して行わなければならない。

2 指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては、条例第11条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該指定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（指定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、指定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第15条第3項、条例第16条第3項又は条例第16条の2第3項の規定による届出の時）に、指定事業（一時たい積指定事業）状況報告書（第14号様式）を提出して行わなければならない。

(平16規則32・一部改正)

(地質検査の報告等)

第10条 条例第12条の地質検査は、指定事業を開始した日から6月ごと（条例第15条第3項の規定による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壤について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては、条例第12条の地質検査は、前項の規定にかかわらず、指定事業を開始した日から3月ごと（条例第15条第3項の規定

による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、1の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

3 条例第12条の規定による報告は、指定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（条例第15条第3項の規定による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで）に、指定事業地質検査報告書（第15号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等の採取場所を記載した図面及び現場写真
- (2) 検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

4 指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、指定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第15条第3項の規定による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで）に、指定事業地質検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（平16規則32・一部改正）

（標識）

第11条 条例第14条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（第16号様式）とする。

2 条例第14条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 指定事業の目的
- (3) 指定事業区域の所在地
- (4) 指定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先の電話番号
- (5) 指定事業の許可の期間
- (6) 指定事業区域の面積
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時たい積指定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）

(8) 現場責任者の氏名及び職名

(9) 指定事業区域の見取図

(平16規則32・一部改正)

(指定事業の廃止等に係る届出)

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、指定事業廃止（中止）事前届（第17号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 指定事業の許可年月日及びその番号

(2) 指定事業区域の位置

(3) 指定事業の許可の期間

(4) 指定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間

(5) 指定事業を廃止し、又は中止した場合の指定事業区域の構造

(6) 指定事業を廃止し、又は中止した場合の指定事業区域以外の地域への当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(7) 廃止し、又は中止しようとする指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては、一時たい積指定事業の指定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第15条第3項の規定による届出は、指定事業廃止届（第17号様式の2）を提出して行わなければならない。

(平16規則32・一部改正)

(指定事業の完了に係る届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、指定事業完了事前届（第17号様式の3）を提出して行わなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 指定事業の許可年月日及びその番号

(2) 指定事業区域の位置

(3) 指定事業の許可の期間

(4) 指定事業の完了の予定年月日

(5) 指定事業を完了した場合の指定事業区域の構造

3 条例第16条第3項の規定による届出は、指定事業完了届（第18号様式）を提出して行わなければならない。

(平16規則32・一部改正)

(指定事業の終了に係る届出)

第13条の2 条例第16条の2第1項の規定による届出は、指定事業終了事前届（第18号様式の2）を提出して行わなければならない。

2 条例第16条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 指定事業区域の位置
- (3) 指定事業の許可の期間
- (4) 指定事業を終了した場合の指定事業区域の構造

3 条例第16条の2第3項の規定による届出は、指定事業終了届（第18号様式の3）を提出して行わなければならない。

(平16規則32・追加)

(譲受けの許可の申請)

第13条の3 条例第16条の3第2項に規定する申請書は、指定事業譲受け許可申請書（第18号様式の4）とする。

2 条例第16条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 申請者が未成年者である場合には、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ア 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し
 - イ 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の登記事項証明書
- (3) 指定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (4) 現場責任者であることを証する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第16条の3第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする指定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする指定事業の許可の期間
- (3) 指定事業区域の位置
- (4) 現場責任者の氏名及び職名
- (5) 譲受けの理由

(平16規則32・追加、平17規則1・平24規則18・一部改正)

(相続等の届出)

第14条 条例第17条第2項の規定による市長への届出は指定事業相続等届（第19号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は指定事業相続等通知書（第19号様式の2）を提出して行わなければならない。

（平16規則32・一部改正）

(措置命令)

第15条 条例第18条、第20条及び第21条の3に規定する措置命令は、措置命令書（第20号様式）により行うものとする。

（平16規則32・一部改正）

(許可の取消し等)

第16条 条例第19条第1項に規定する許可の取消しは、指定事業許可取消通知書（第21号様式）により、停止命令は、停止命令書（第22号様式）により行うものとする。

(土地所有者による指定事業の施工状況の把握)

第16条の2 条例第21条の2第2項の規定による指定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る指定事業区域において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該指定事業区域において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該指定事業区域において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

（平16規則32・追加）

(身分を示す証明書)

第17条 条例第23条第2項の証明書は、身分証明書（第23号様式）とする。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第38号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年規則第32号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第17条の規定により発行されている証明書は、改正後の八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第17条の規定により発行されたものとみなす。
- 3 改正後の規則別表第4の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年八千代市条例第28号。以下「条例」という。）第5条の許可（条例第8条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第10条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成17年2月28日までの間に当該既許可に係る指定事業の区域に土砂等を搬入しようすることについて、施行日以後に条例第10条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第4の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る指定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第15条第5項、条例第16条第4項及び条例第16条の2第4項の規定による確認に係る当該指定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成18年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第24号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

5. 八千代市ポイ捨て防止に関する条例

平成 10 年 3 月 25 日

条 例 第 1 号

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって、ポイ捨てを防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投棄されることによって、ごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨ての防止についての施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、ポイ捨ての防止について、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ポイ捨ての防止について、その従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、美化清掃活動の充実に努めなければならない。

2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある者の製造、加工又は販売を行う者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、ポイ捨ての防止について、連帶して美化意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にポイ捨てをされないような措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(環境美化重点区域)

第8条 市長は、環境美化の促進を図るため、ポイ捨てを防止することが特に必要と認められる地区を環境美化重点区域として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第10条 第8条第1項の環境美化重点区域内において、第7条の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

6. 八千代市不法投棄防止条例

平成 14 年 3 月 26 日

条 例 第 15 号

(目的)

第1条 この条例は、市内において環境美化に対する意識啓発を行い、環境の破壊並びにごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄の防止に関し、必要な事項を定め、市、市民、滞在者等、事業者及び土地所有者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 滞在者等 観光旅行者その他の滞在者及び市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地所有者 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) ごみ 事業又は家庭から出る一般ごみ等をいう。
- (6) 再生資源 廃家電製品、空き缶、空きびん等資源として再生利用可能なものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、八千代市環境基本条例（平成10年八千代市条例第30号）第3条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全を図るため不法投棄の早期の発見に努めなければならない。

- 2 市は、環境美化を保つため、不法投棄に対し、早期に情報の入手に努めなければならない。
- 3 市は、不法投棄と認められる事実を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 4 市は、市民、滞在者等、事業者及び土地所有者（以下「市民等」という。）に対し、不法投棄防止に関する意識の啓発を図らなければならない。
- 5 市は、清掃活動又は不法投棄防止に関する活動を行う市民等に対し、その活動を支援するよう努めなければならない。

(市民、滞在者等及び土地所有者の責務)

第4条 市民及び滞在者等は、環境美化活動に積極的に参加するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民及び滞在者等は、生活環境の保全のため、ごみ及び再生資源（以下「ごみ等」という。）の散乱防止に努めなければならない。

3 土地所有者は、その所有し、占有し、又は管理する場所において不法投棄をさせないよう防止に努めるとともに、不法投棄された場合には必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により生じたごみ等の適切な処理を行い、不法投棄防止のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する不法投棄防止に関する施策に協力しなければならない。

(ごみ等の投棄禁止)

第6条 何人も、みだりにごみ等を投棄し散乱させ、環境の美化に支障をきたす行為をしてはならない。

(情報提供)

第7条 市民等は、ごみ等の不法投棄又は不法投棄者を発見したときは、速やかに市長に情報提供するものとする。

(措置命令)

第8条 市長は、第6条の規定に違反して、ごみ等をみだりに投棄した者に対し、原状回復を命ずることができる。

2 市長は、市民等から不法投棄の情報提供があった場合は、速やかに関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に措置しなければならない。

(立入調査)

第9条 市長は、ごみ等の不法投棄がされたと認められる土地又は建物に立入調査をすることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係機関との連携)

第10条 この条例の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関と連携を図るものとする。

(罰則)

第11条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

7. 八千代市不法投棄防止条例施行規則

平成 14 年 9 月 30 日
規 則 第 41 号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市不法投棄防止条例（平成14年八千代市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報償金)

第2条 条例第7条の規定によりごみ等の不法投棄の情報提供があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、市長は、当該情報提供した者に対し、10,000円の報償金を支給するものとする。

- (1) ごみ等が良好な生活環境の確保に支障のあるものであるとき。
- (2) ごみ等の不法投棄を行った者が判明したとき。
- (3) 前号の者が自ら当該ごみ等を撤去したとき。

(措置命令)

第3条 条例第8条第1項の規定による措置命令は、措置命令書（第1号様式）により行うものとする。

(立入調査員の指定)

第4条 市長は、条例第9条第1項の立入調査を行う職員を指定するものとする。

2 前項の規定により指定された職員が立入調査を行う場合においては、その身分を証明する立入調査員証（第2号様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成19年規則第17号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

8. 八千代市クリーン基金条例

平成 14 年 3 月 26 日

条 例 第 1 号

(設置)

第 1 条 市は、一般廃棄物の排出量の抑制、リサイクルの促進及び一般廃棄物処理施設の整備を図るため、八千代市クリーン基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金の属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、一般廃棄物の排出量の抑制、リサイクルの促進及び一般廃棄物処理施設の整備を図るための事業の資金に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

廃棄物行政の概要
平成 25 年度版

平成 25 年 10 月発行

八千代市 安全環境部 クリーン推進課

千葉県八千代市大和田新田 312-5
電話 047-483-1151